

全国学童保育連絡協議会

〒113-0033 東京都文京区本郷3-26-1 本郷宮田ビル4階

【問い合わせ先】MAIL zghrk@xui.biglobe.ne.jp

TEL 03-3813-0477 (佐藤・千葉)

学童保育(放課後児童クラブ)の実施状況調査結果について

私たち全国学童保育連絡協議会は、学童保育の保護者と指導員でつくる都道府県の連絡協議会で組織する団体です。保護者が労働等の理由により昼間、家庭にいない小学生の「生活の場」である学童保育(放課後児童クラブ)について、実施か所数や入所児童数などの調査を毎年行っています。

2024年5月1日現在の実施状況調査の結果がまとまりました。なお、この調査は、児童福祉法に位置づけられ、国や自治体の基準にもとづいて、補助金も含めた行政の関与のもと運営されている学童保育を対象としており、ビジネスとして企業や個人が開設・運営する「民間の学童保育」は含みません。

**子どもが必要とする期間、通いつづけられるための保育の質の底上げを
「支援の単位」数は3万7,094、入所児童数は146万5,124人**

【施策の現状と課題】

- 2024年5月1日現在、学童保育に入所する子どもは、全国で146万人となっており、これは公立小学校に通う1年生から3年生のうちの4割が、学童保育に通っている計算になります。社会の関心は「待機児童」「小1の壁」に集まりがちですが、子どもが必要とする期間、学童保育に通いつづけられることが、保護者の就労保障のためにも必要です。子どもが「ここは自分の居場所」と実感できるための要素のひとつとして、“子ども集団の規模”“指導員の存在・かかわり”があります。「子どもの権利条約」が日本で批准されてから30年。いまでは社会全体で、「子どもの声を聴く」ことの大切さがうたわれるようになりました。2023年4月にこども家庭庁が創設され、子ども政策に注目が集まるなかで、学童保育の生活全般にかかわる保育の質の底上げが必要です。
- 国は学童保育の待機児童の受け皿として、文部科学省が所管する学習支援や体験活動の場である「放課後子供教室」や自治体独自の放課後の居場所事業の活用も選択肢としていますが、「子どもの権利条約」第18条3項に定められているように、「保護者が働いている子ども」「保育を必要とする子どもたち」のための施策が必要です。学童保育では、1年間の継続した生活、小学1年生から6年生までの子どもの発達・特性を把握したかかわりが必要です。
- 指導員は、一人ひとりの子どもを理解する専門職としての力量が求められます。そのためにも、子どもと直接かかわることに加えて、記録を取りながらかかわりを振り返ること、職員間の打ち合わせなどを通じて子ども観・保育観の相互理解をはかることが必要です。指導員の一人ひとりの子どもへの理解やかかわりは、学童保育の場や雰囲気大きく作用します。保護者から、「わが子が学童保育で受けとめられていることを実感でき、安心して働きつづけられました」という言葉が聞かれたとき、学童保育はその役割を果たすことができたといえると思います。
- 国の2024年度予算では「運営費における常勤職員配置の改善」が示されました。「同じ放課後児童支援員が継続的に育成支援にあたることによって、利用する子どもの生活の安定をめざす」ことを目的とするものです。学童保育が子どもたちに「生活の場」を保障できること、さらに充実・発展することを願って、この調査結果を発表いたします。

- ◆調査の方法 ① 調査基準日と対象…2024年5月1日、すべての市町村(特別区を含む。以下同じ)、1741市町村を対象とする悉皆調査、② 調査項目…調査票は49ページ参照、③ 実施時期…依頼日は2024年4月30日。回収期間は、5月7日～2025年2月7日

- ◆本調査の成果を引用・転載、調査、研究、研修用資料等に使用する場合は、事前に全国学童保育連絡協議会(E-MAIL zghrk@xui.biglobe.ne.jp TEL 03-3813-0477)までご連絡ください。

も く じ

調査結果 1	2024年 5 月 1 日現在の学童保育数、入所児童数……………	3
調査結果 2	どの学年でも入所児童数が前年比で増加……………	4
調査結果 3	子ども集団の規模が「おおむね40人以下」である 支援の単位は約 6 割……………	5
調査結果 4	学童保育の待機児童数は、1 万7, 737人、 ただし、待機児童数は正確には把握できていません……………	7
調査結果 5	都道府県別の学童保育数と入所児童数（政令市・中核市を含む）……………	8
調査結果 6	学童保育はどこが運営しているか（運営主体）……………	9
調査結果 7	学童保育はどこで実施されているか（開設場所）……………	11
資料 1	指導員の配置は「専任・常勤・複数体制」が必要、2024年度補助基準額創設の 「常勤職員配置の改善」とは……………	12
資料 2	「開所日・開所時間」の解釈と職員配置について……………	19
資料 3	安全計画の策定が2024年度から義務づけ、 学童保育で子どもの安全・安心を守るために……………	21
資料 4	「会計年度任用職員」制度にともなう課題……………	24
資料 5	学童保育の「従うべき基準」の参酌化と、 「施行後 3 年」の見直しも「引き続き参酌」の結論……………	27
資料 6	障害のある子どもの入所が増え、受け入れ人数に応じた 指導員の加配が可能になる一方、課題も……………	31
資料 7	「放課後児童対策パッケージ2025」「こども大綱」「こども未来戦略」と 私たちの要望……………	32
資料 8	学童保育の充実で子どもたちに豊かな放課後を ～公的責任で学童保育の施策拡充を求める提言～……………	38
資料 9	国の学童保育の2024年度予算……………	40
資料10	国の学童保育の2025年度予算案……………	46
資料11	地方自治体独自の「全児童対策事業」、文部科学省所管の「放課後子供教室」…	47

調査結果 1 2024年5月1日現在の学童保育数、入所児童数

○ 学童保育の「支援の単位」数は、3万7,094、か所数は2万4,536か所

○ 学童保育の入所児童数は、146万5,124人 * 前年比61,094人増

学童保育数と入所児童数の推移

年	学童保育数	「支援の単位」数	入所児童数	学童保育数と入所児童数の増え方
1998年	9,627		333,100人	1997年児童福祉法改定、1998年施行。(注1)。
2015年	-	25,541	1,017,429人	内閣府子ども・子育て本部発足。入所児童数は前年比約8万3,000人増(注2、注3)。
2019年	23,720	32,654	1,269,739人	「新・放課後子ども総合プラン」実施。入所児童数は約5万8,000人増(注4)。
2020年	23,979	33,671	1,305,420人	入所児童数は約3万5,000人増。「支援の単位」数は1,017増。学童保育数は259増。「新型コロナウイルス感染症」拡大防止のための学校の臨時休業中も、学童保育は「原則開所」の要請。
2021年	24,447	34,437	1,307,699人	入所児童数は約2,200人増。「支援の単位」数は766増。学童保育数は468増。
2022年	24,414	35,337	1,348,122人	入所児童数は約4万人増。「支援の単位」は900増。学童保育数は33減。
2023年	24,493	36,094	1,404,030人	こども家庭庁発足。入所児童数は55,908人増。「支援の単位」は757増。学童保育数は79増。
2024年	24,536	37,094	1,465,124人	入所児童数は61,094人増。「支援の単位」は1,000増。学童保育数は43増(注5)。

- (注1) 入所児童数の悉皆調査は2006年から実施。1998年の入所児童数は、5年ごと実施の詳細な実態調査をもとに割り出した概数。
 (注2) 学童保育数・児童数ともに、神奈川県川崎市の「わくわくプラザ」のうち、学童保育の専用スペースを確保したとして国の学童保育の補助金を受けている180か所(入所児童数約7,200人)を含めた数字。2024年は「支援の単位」数330、15,288人。
 (注3) 厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、「放課後児童支援員を、支援の単位ごとに2人以上配置」「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」と定められた。2015年調査から、「支援の単位」を学童保育の基礎的な単位であると考え、「支援の単位」数を集計。
 (注4) 児童福祉法改定により、国、都道府県及び市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を行う場合は、市町村に届け出ることが必要になった。2016年調査から届け出された数を集計。
 (注5) 学童保育数・児童数ともに、千葉県千葉市の放課後健全育成事業及びアフタースクール事業分を含む。アフタースクール事業として、「支援の単位」数118、4,545人を含めた数字。

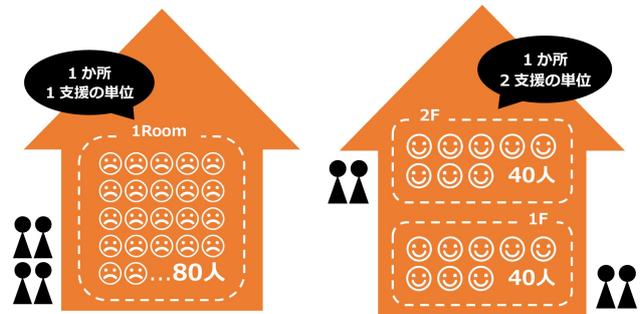
学童保育のか所数と「支援の単位」数の考え方

1つの施設に、80名の子どもが入所していて、4名の指導員が配置されている

⇒ 1か所、1支援の単位

1つの施設ではあるが、2部屋に40名ずつ子どもをわけて、2名の指導員がそれぞれ配置されている

⇒ 1か所、2支援の単位



学童保育(国の施策名は放課後児童クラブ)は、児童福祉法に基づきのように定められています。

児童福祉法第6条の3第2項 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

*「保護者が労働等」には、「保護者の疾病や介護・看護、障害など」も含まれる。

国連で1989年に採択され、日本も1994年に条約に批准した「子どもの権利条約」第18条3項には、つぎのように定められています。「締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる」(児童の権利に関する条約日本政府訳)。

2014年4月に、厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(以下「省令基準」)が公布され、これにもとづいて各市町村(特別区を含む)は学童保育の基準を条例で決めました。また、2015年3月に「放課後児童クラブ運営指針」(以下「運営指針」)が策定され、2015年度から適用されました。

調査結果 2 どの学年でも入所児童数が前年比で増加

学年別の入所児童数と割合の推移（人）

	2014年	2022年	2023年	2024年	増加数・前年比
1年生	325,834(34.9%)	422,583(31.3%)	428,596(30.5%)	437,952(29.9%)	9,356(102.2%)
2年生	281,518(30.2%)	373,378(27.7%)	391,393(27.9%)	397,015(27.1%)	5,622(101.4%)
3年生	207,294(22.2%)	286,088(21.2%)	300,418(21.4%)	319,562(21.8%)	19,144(106.4%)
4年生	67,992(7.3%)	152,467(11.3%)	162,216(11.6%)	176,331(12.0%)	14,115(108.7%)
5年生	30,753(3.3%)	74,799(5.5%)	79,764(5.7%)	87,904(6.0%)	8,140(110.2%)
6年生	17,246(1.8%)	38,429(2.9%)	41,213(2.9%)	46,088(3.1%)	4,875(111.8%)
その他	2,898(0.3%)	378(0.0%)	430(0.0%)	272(0.0%)	▲158(63.3%)
	933,535 (前年比44,782増)	1,348,122 (前年比40,423増)	1,404,030 (前年比55,908増)	1,465,124 (前年比61,094増)	

注) 「その他」は、幼児も対象としている学童保育があるため。

注) 割合は項目ごとに四捨五入しているため、合計は100%にならない。

○ 子どもが必要な期間、学童保育に通いつづけるために

自治体によっては、利用希望者が定員を超過した場合、保護者の一日の勤務時間や帰宅時間、週の勤務日数、子どもの学年、ひとり親家庭かなどによって、受け入れに優先順位をつけることがあります。それにともない、「利用継続を希望したが、入所できなかった」ということも生じています。

また、年度途中の退所、あるいは学年が上がる際に利用継続を希望しない家庭も少なからずあります。2009年度に国民生活センターが行った「学童保育サービスの環境整備に関する調査研究」では、「学童保育の中途退所児童」について市町村を対象に調査が行われ、退所理由として、「引越し・転勤による」「リストラや失業などで就業状況が変化したことによる」ほか、「子どもが学童保育に行きたがらない・指導員の対応、保育内容に不満があった」などがあげられていました。全国連協に寄せられる相談には、「子どもが指導を受け入れない・事業者の方針とあわないことを理由に退所を求められた」例もありました。中途退所の問題については、学童保育を必要とする子どもが通いつづけられない実態を改善するための課題が含まれていることへの気づきと、保育の質を向上させるための方策が必要です。

学童保育は子どもにとって年間をとおした「生活の場」であることから、指導員はそのことをふまえた「生活の連続性を意識したかかわり」が求められます。年度はじめの4月当初は、指導員は、緊張している新一年生が「学童保育は、安心して自分の気持ちを出していい場だ」と実感できるよう、そのことを伝えたり、雰囲気づくりを大切にしています。また、子どもが新しい生活に緊張して疲れることもあるので、自由にのんびり過ごせるような配慮が必要です（実際に、体を休める時間を設けている学童保育もあります）。2年生以上の子どももそれぞれに進級し、学校や学童保育で新たな生活が始まるこの時期には、さまざまな思いを抱きます。指導員は、そうした子どもの心身の状態、感情の動きなども把握しつつ、在籍している子ども全員が、新たな仲間関係を構築していくことを支えます。

「新型コロナウイルス感染症」が5類感染症に移行したものの、コロナ禍で制限された生活が続いたことにより、子どもの心身への影響、人と接することへの恐れ・表情を悟られたくなくてマスクを外せないなど、周囲の人々とのかかわりや距離感の変化、対人関係への影響が心配されます。子どものさまざまな発信を受けとめ、ていねいなかかわりが求められます。

○ 高学年の子どもにとって学童保育の生活とは

保護者の要望はあっても、高学年は、低学年に比べると利用継続の優先順位が下がる地域もあります。また、高学年になると下校時刻がいつそう遅くなり、平日の学童保育での生活時間は短くなります。学童保育は、子どもが必要とする期間、自らのよりどころとして通いつづけられることが必要です。高学年になると、勉強がむずかしくなるばかりでなく、学校の係活動やクラブ活動が増え、友達関係が複雑になることもあるなど、強い緊張や疲労を感じて、帰ってくる子どももいます。指導員は、高学年の子どもの発達や心理についての理解を深め、その年齢に応じたかかわりを学び、継続した生活を土台に、子どもとの信頼に基づく関係を築いていきます。

調査結果3 子ども集団の規模が「おおむね40人以下」である 支援の単位は約6割

入所児童数の規模（2014年はか所数、2015年以降は「支援の単位」数）

児童数	2014年	児童数	2023年	児童数	2024年	増加数・前年比
1人-9人	653(2.9%)	1人-19人	2,779(7.7%)	1人-10人	751(2.0%)	↑
10人-19人	2,130(9.6%)			11人-20人	2,454(6.6%)	
20人-35人	5,875(26.6%)	20人-30人	7,482(20.8%)	21人-30人	6,832(18.4%)	↓
		31人-35人	5,427(15.1%)	31人-40人	12,284(33.1%)	
36人-45人	5,232(23.7%)	36人-40人	6,660(18.5%)	41人-50人	8,474(22.8%)	↑
		41人-45人	5,070(14.1%)			
46人-70人	6,589(29.8%)	46人-55人	4,718(13.1%)	51人-60人	3,393(9.1%)	↓
		56人-70人	2,714(7.5%)	61人-70人	1,469(4.0%)	
71人-99人	1,295(5.9%)	71人-100人	944(2.6%)	71人-100人	1,103(3.0%)	↑
100人以上	322(1.5%)	101人-150人	195(0.5%)	101人-150人	223(0.6%)	
		150人以上	105(0.3%)	150人以上	111(0.3%)	
合計	22,096	合計	36,094	合計	37,094	

注) 国の補助単価は児童数によって異なる。基本は「36人～45人」規模の補助単価において設定されている。

○ 大規模な学童保育は、子どもたちに深刻な影響を与えます

子ども集団の規模の上限を超えて大規模化した学童保育では、「騒々しく落ち着けない」「事故やケガが増える」「ささいなことでケンカになる」「気のあう数人の子どもだけで過ごす」ことなどが起こります。また、指導員の目が全体に行きとどかなかったり、子どもの声に耳をかたむけられず、適切に子どもにかかわることが困難になります。「一斉に行う活動を中心に生活を組み立てることになりがち」「遊びや活動を制限せざるを得ない」「大人の都合が優先され、保育が行事化・プログラム化が起こりがちで、子ども一人ひとりがやりたいことを実現できない」など、「子どもの権利条約」の理念にもとづいた保育でなく、管理的な保育になりがちで、子どもに深刻な影響を与えています。

国民生活センターは2008年度に「学童保育の安全に関する調査研究」を行い、2009年に報告書を出しています。そこでは、「子ども同士がお互いの安全に気配りすることができないために起こる出会い頭の事故やケガ、トラブルが多く発生していること」「指導員がヒヤリ・ハットを把握する余裕がない状況も生まれていること」「児童数の多い施設で発生したケガ・事故は治療が長引く傾向にある」ことなどが指摘されています。

2023年春には、「子どもたちが部屋に押し込められ、ギュウギュウ詰めの劣悪な環境に置かれている」「骨折していたにもかかわらず、半日放置された子がいる」ことなどが、新聞やテレビの報道を通じて社会に発信され、注目を集めました。しかし、今回の調査結果を見ると、各学童保育がむしろ大規模化している様子がうかがえます。

○ 全国学童保育連絡協議会はずぎのように提言しています

全国学童保育連絡協議会では、子ども集団の規模の上限を超えて大規模化した学童保育を分割し、複数の「支援の単位」を置く場合や学童保育を新設する際には、次の要件を満たすことが必要と提言しています。

- ア、生活をおくるうえでの基礎的な単位(生活集団)が、継続的に分けられていること
 - イ、基礎的な生活をおくる空間、場所、施設・設備が、継続的に分けられていること
 - ウ、子どもの保育に責任を持つ指導員が、それぞれの単位ごとに複数人配置されること
- *また、子どもの集団の規模の上限は「30人まで」と提言しています。

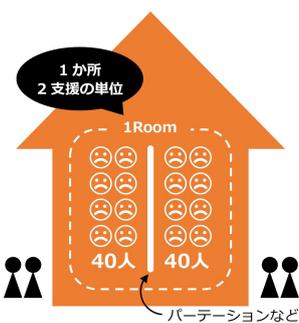
○ 「省令基準」では、「支援の単位」は「おおむね40人以下」と定められました

「省令基準」では、学童保育の基礎的な単位である「支援の単位」は、「専用区画（子ども一人につ

きおおむね1.65平方メートル以上の広さ）」と「専任職員（2人以上）」と「一定の規模の児童数（おおむね40人以下）」であることが定められています。おおむね40人以下とされたのは、「子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模」（「運営指針」より）という理由があります。

○ 「条例基準」にもとづいた分割と、分割せずに大規模化を容認とに両極化

子ども集団の規模の上限を超えて、大規模化した学童保育を「おおむね40人以下」に分割すると、1つの学童保育のなかに複数の「支援の単位」ができます。2015年以降、年々、「支援の単位」数が増えていることは、市町村が条例にもとづいて学童保育を新設したり、大規模化した学童保育を分割したりしたことの反映だと考えられます。



しかし、「省令基準」が参酌基準（参考にしたうえで地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの）であるため、大規模化した現状を追認していたり、「条例基準」に経過措置を設けて容認したりしている市町村もあります。また、施設や子ども集団の分け方など、分割の方法や日々の保育のあり方をめぐっては、子どもが安心して関係を築ける集団の規模についての考えがあいまいな現状も見られます。

大規模化の容認やあいまいな分割では、その趣旨がいかされず、学童保育の役割を果たすことができません。

○ 感染症拡大防止、事故防止の観点からも、集団の規模を小さくすることが必要です

小学校における35人学級の実現に向けて、2022年度から5年間かけて計画的に学級編制の児童数が引き下げられています。子どもが長時間を過ごす継続した「生活の場」である学童保育でも、子ども同士の関係性の構築、安全性の確保や事故防止のために、そして、感染症対策防止の観点からも、これまで「おおむね40人以下」と示されていた集団の規模をさらに小さくする必要があります。

重篤な事故の発生には、子ども集団の規模、職員体制、施設環境、出席人数、保育内容など、さまざまな要因が関係することが考えられます。「登録児童数が40人規模で日常的、継続的に同じ子どもが過ごしている集団」なのか、「登録児童数が大規模で、日によって子どもの集団の入れ替わりがあり、出席人数が40人規模になっている集団」なのかによって、事故の発生に影響があることが予想されます。

○ 出席した子どもの保育のみが指導員の仕事ではありません

学童保育では、その日、出席している子どもだけではなく、欠席した子ども、欠席しがちになっている子どもも含めて、生活の連続性を考えて日々の生活づくりを行っています。全国連協では、このことを学童保育の生活づくりには欠かせない視点として訴えつづけてきました。コロナ禍における2020年の学校「臨時休業」時には、学童保育の利用を自粛していた子どもや家庭も支えるため、さまざまなかわり、努力、工夫がされました。

子どもが、必要な期間、学童保育に通いつづけるためには、「受入児童数拡大」による「待機児童解消」ではなく、

- ◆「子ども集団の規模の上限を守りながら必要な数だけ学童保育を増やすこと」
- ◆「『支援の単位』ごとに、子どもの所属を明確に区分し、それぞれに施設を整備し、2人以上の専門性を持った指導員数を常時配置すること」
- ◆「子どもとかかわり、成長過程に伴走する仕事に従事する者として、指導員が、専門的な知識や技能、倫理観を身につけ、専門職としての力量を常に高めていくこと」

を確実にいき、子ども一人ひとりが安心して関係を築ける環境を整えると同時に、保育内容の向上と充実を図っていくことが不可欠です。

調査結果 4 学童保育の待機児童数は、1万7,737人 ただし、待機児童数は正確には把握できていません

待機児童を把握している自治体数と待機児童数 ()内は%

	2014年	2021年	2022年	2023年	2024年
把握している	1258(78.1)	1485(91.4)	1,507(92.6)	1,526(93.5)	1,541(94.5)
待機児童がない	942(58.5)	1097(67.5)	1,130(69.4)	1,135(69.5)	1,155(70.8)
待機児童がいる	316(19.6)	388(23.9)	377(23.2)	391(24.0)	386(23.7)
待機児童数	9,115人	13,888人	15,506人	16,772人	17,737人
把握していない	307(19.0)	120(7.4)	113(6.9)	103(6.3)	87(5.3)
未回答	46(2.9)	19(1.2)	8(0.5)	3(0.2)	3(0.2)
合計	1611	1624	1628	1,632	1,631

注) 割合は項目ごとに四捨五入しているため、合計は100%にならない。

学童保育に申し込みをしても入所できない子どもたちは「待機児童」と呼ばれています。今回の調査で把握できた待機児童数は1万7,737人でした。

学童保育には2015年度まで「定員」「規模」などについての国の基準がなかったために、入所に制限を設けていない施設や自治体もあり、この場合、「待機児童」は「ゼロ」と数えられます。「省令基準」では、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」(第10条の4)と定められたものの、一の支援の単位あたりの児童数が非常に多い大規模な学童保育を追認する、あるいは「条例基準」に経過措置を設けて容認している市町村もあります。

児童福祉法改定によって、2015年4月からは「必要な情報の収集」(待機児童の有無も含む。第21条の11)を市町村が行うことになりましたが、情報収集の具体的な方法などは定められていません。

学童保育の入所申し込みの方法などはさまざまです。公営や一部の公設民営の学童保育では市町村が申し込みを集約しますが、それ以外の学童保育では運営者や施設に直接申し込むことが多いため、市町村が実態を正確に把握できていないことも推測されます。市町村のなかには、申し込みを受理せず、口頭で断ったものは待機児童として数えていないところもあります。

○ 「待機児童ゼロ」=「学童保育が充足している」とはかぎりません

「待機児童ゼロ」が必ずしも、「学童保育が充足している」ことを表しているとはかぎりません。市町村のなかには、「受入児童数拡大」による受け入れのほか、「全児童対策事業」や「放課後子供教室」など、ほかの事業を学童保育の受け皿として活用し、「待機児童ゼロ」としている場合もあります。目的が異なる事業で学童保育の役割を果たすことはできません。

○ 地域に学童保育がなければ、申し込みもできません

- ① 学童保育のない、あるいは事業を廃止した市町村が110市町村あります。

市区町村数	792市	743町	183村	23特別区	1,741市町村
学童保育のある市区町村数	790市	690町	129村	22特別区	1,631市町村

- ② 小学校区に学童保育がないところが2,128校区あります(小学校区数の11.5%。文部科学省学校調査/令和6年度)。「子どもの少ない地域では、自治体のバスなどを活用して校区に関係なく希望者は学童保育を利用しているので、未設置ではない」という解釈の自治体もありますし、国も「放課後児童クラブ送迎支援事業」「放課後児童クラブ利用調整支援事業」を予算化していますが、学童保育は、子どもの生活圏である小学校区内にある必要があります。学校の友達といっしょに通えるなど、日常的に仲間とかかわれることが学童保育に通いつづけるための大きな要素となるため、学区域を超えるのは子どもにとって負担になる場合があります。
- ③ 保育所の待機児童問題を受け、国は「保育の受け皿を増やし、待機児童を解消すること」を重要政策に掲げています。保育所を卒所した子どもが、小学校に入学する際に必要とするのは学童保育です。

調査結果5 都道府県別の学童保育数と入所児童数 (政令市・中核市を含む)

	都道府県	市区町村数	学童保育のある市区町村数		学童保育の「支援の単位」数		公立小学校・義務教育学校数		未設置校区数	入所児童数		1年生～3年生*の入所割合 (%)	児童数71人以上の「支援の単位」数 (%)	待機児童数 (人)	待機児の割合 (%)	
			前年比	前年比	前年比	(人)	前年比									
1	北海道	179	164	1,009	0	1,397	2	954	▲7	182	62,285	3,072	45.5%	173 (12.4%)	235	0.4%
2	青森県	40	35	270	▲1	392	1	248	0	40	17,409	723	52.2%	40 (10.2%)	0	0.0%
3	岩手県	33	32	329	1	438	5	267	▲2	34	16,253	196	46.9%	15 (3.4%)	133	0.8%
4	宮城県	35	34	524	▲3	843	17	356	4	19	33,259	1,038	49.5%	24 (2.8%)	345	1.0%
5	秋田県	25	25	240	1	308	2	175	0	18	11,916	293	52.2%	22 (7.1%)	45	0.4%
6	山形県	35	34	324	▲1	419	3	224	1	27	16,991	155	56.0%	11 (2.6%)	94	0.6%
7	福島県	59	52	483	0	706	24	382	▲6	41	27,431	876	49.9%	19 (2.7%)	537	1.9%
8	茨城県	44	44	651	14	1,209	40	447	▲9	21	46,850	1,367	50.4%	36 (3.0%)	354	0.7%
9	栃木県	25	25	589	▲1	852	18	336	▲3	30	30,351	989	48.2%	8 (0.9%)	76	0.2%
10	群馬県	35	34	559	17	710	17	301	1	12	26,992	1,067	37.8%	20 (2.8%)	16	0.1%
11	埼玉県	63	63	1,481	55	2,109	87	796	▲3	12	82,930	3,735	37.9%	44 (2.1%)	1,730	2.0%
12	千葉県	54	54	1,089	32	1,801	147	751	4	19	73,794	7,753	40.6%	68 (3.8%)	1,186	1.6%
13	東京都	62	56	1,896	50	2,991	121	1,269	▲1	137	133,718	3,737	41.0%	236 (7.9%)	3,528	2.6%
14	神奈川県	33	33	1,098	39	1,696	55	851	3	173	62,332	2,568	24.2%	8 (0.5%)	764	1.2%
15	新潟県	30	29	452	7	761	23	431	▲2	47	30,409	1,580	53.0%	42 (5.5%)	8	0.0%
16	富山県	15	15	290	4	309	4	175	▲3	12	13,632	256	53.3%	29 (9.4%)	102	0.7%
17	石川県	19	18	297	▲8	359	0	202	2	19	16,499	851	51.0%	40 (11.1%)	24	0.1%
18	福井県	17	17	252	2	320	3	190	0	18	11,128	531	52.6%	9 (2.8%)	0	0.0%
19	山梨県	27	24	206	▲1	279	1	171	5	12	11,951	574	52.9%	26 (9.3%)	17	0.1%
20	長野県	77	67	402	▲5	547	0	353	1	37	31,288	2,385	47.6%	144 (26.3%)	12	0.0%
21	岐阜県	42	40	335	▲29	580	6	344	▲10	33	18,588	670	33.4%	7 (1.2%)	140	0.7%
22	静岡県	35	35	753	▲1	1,041	19	479	▲3	34	37,557	894	38.5%	18 (1.7%)	555	1.5%
23	愛知県	54	54	1,199	▲3	1,739	37	961	1	108	65,967	2,692	26.5%	55 (3.2%)	700	1.0%
24	三重県	29	29	426	4	526	18	360	7	47	20,250	1,379	37.3%	13 (2.5%)	64	0.3%
25	滋賀県	19	19	343	11	582	20	220	0	19	20,944	876	42.6%	4 (0.7%)	124	0.6%
26	京都府	26	26	448	▲3	780	18	358	▲3	23	32,965	1,614	46.4%	31 (4.0%)	145	0.4%
27	大阪府	43	43	951	27	1,897	42	972	3	155	76,139	2,063	31.5%	28 (1.5%)	645	0.8%
28	兵庫県	41	41	936	▲52	1,647	52	727	▲3	33	61,711	2,463	38.8%	26 (1.6%)	1,152	1.8%
29	奈良県	39	38	274	14	423	19	187	▲1	2	18,471	1,240	46.4%	33 (7.8%)	61	0.3%
30	和歌山県	30	29	203	17	288	4	236	4	58	9,876	302	38.8%	4 (1.4%)	42	0.4%
31	鳥取県	19	17	197	▲4	221	5	117	▲2	6	8,708	295	52.1%	6 (2.7%)	42	0.5%
32	島根県	19	16	265	3	299	2	196	▲1	31	9,808	▲7	52.2%	7 (2.3%)	135	1.4%
33	岡山県	27	26	386	▲124	712	13	370	2	23	25,696	923	44.6%	13 (1.8%)	339	1.3%
34	広島県	23	22	603	0	934	9	453	▲4	33	36,392	2,282	43.4%	32 (3.4%)	242	0.7%
35	山口県	19	18	296	0	479	8	290	1	26	15,806	25	45.5%	8 (1.7%)	620	3.8%
36	徳島県	24	18	169	▲4	215	2	179	1	31	8,279	266	42.5%	4 (1.9%)	45	0.5%
37	香川県	17	15	211	▲21	329	2	157	2	13	12,801	405	45.6%	8 (2.4%)	366	2.8%
38	愛媛県	20	20	238	▲80	377	8	276	▲1	67	15,083	714	42.2%	23 (6.1%)	319	2.1%
39	高知県	34	20	121	6	186	0	221	1	84	7,531	201	44.8%	3 (1.6%)	246	3.2%
40	福岡県	60	59	764	6	1,693	25	710	4	31	68,713	2,993	42.3%	31 (1.8%)	540	0.8%
41	佐賀県	20	19	273	23	350	6	165	5	7	12,504	581	48.6%	7 (2.0%)	164	1.3%
42	長崎県	21	21	414	8	524	14	309	4	71	19,935	638	46.1%	6 (1.1%)	82	0.4%
43	熊本県	45	41	415	3	583	15	330	1	29	21,870	1,172	41.3%	15 (2.6%)	140	0.6%
44	大分県	18	18	306	▲2	417	30	261	7	17	15,735	307	47.5%	9 (2.2%)	87	0.5%
45	宮崎県	26	22	295	8	385	15	234	3	49	13,712	245	43.8%	11 (2.9%)	406	2.9%
46	鹿児島県	43	41	652	13	723	14	489	▲4	127	26,378	932	49.5%	21 (2.9%)	129	0.5%
47	沖縄県	41	29	622	21	718	27	258	▲1	61	26,287	1,183	44.5%	0 (0.0%)	1,001	3.7%
		1,741	1,631	24,536	43	37,094	1,000	18,738	▲2	2,128	1,465,124	61,094	40.2%	1,437 (3.9%)	17,737	1.2%

(注) 全国学童保育連絡協議会調べ。但し、公立小学校・義務教育学校数は文部科学省の2024年5月1日の調査結果による。

* 公立小学校・義務教育学校(前期)児童数のうち、1年生～3年生の入所割合

調査結果6 学童保育はどこが運営しているか（運営主体）

運営主体（37,094「支援の単位」の内訳）

運営主体	支援の単位	割合	前年比	委託	補助	補助無	代行
公営	9,638	26.0%	▲336(96.6%)	-	-	-	-
公社・社会福祉協議会	3,737	10.1%	91(102.5%)	1,806	53	-	1,878
地域運営委員会	3,730	10.1%	▲56(98.5%)	2,374	1,081	-	275
保護者会・父母会	1,042	2.8%	▲50(95.4%)	635	334	5	68
NPO法人	3,810	10.3%	110(103.0%)	2,063	858	23	866
民間企業	6,704	18.1%	1,126(120.2%)	4,560	816	81	1,247
その他法人等	8,433	22.7%	115(101.4%)	4,460	2,372	134	1,467

* 割合は項目ごとに四捨五入しているため、合計は100%にならない

* 「公社」とは地方公社をさす（地方自治体が出資してつくられた団体を含む）

* 「委託」とは…市町村が実施する責任をもつ事業を、契約にもとづいてほかの事業者に依頼して運営する形態／「補助」とは…市町村以外の事業者が行っている事業に対して、市町村が資金の一部を出して、（助成金・補助金など）運営する形態／「代行」とは…市町村が運営している「公の施設」の管理運営を、条例にもとづいて、ほかの事業者に行わせる形態（代行させる団体を、「指定管理者」という）

* 「その他法人等」の内訳は、私立保育園（1,331）、保育園をのぞく社会福祉法人（3,337）、学校法人（717）、協同組合（287）、個人事業主（305）、その他（2,456）

○ 「子ども・子育て支援新制度」が施行される前の2014年度と比較してみると

学童保育の運営主体（2014年は、か所数、2021年以降は「支援の単位」数。増減は前年比）

運営主体	2014年	2022年	2023年	2024年
公営	8,461(38.3)	10,158(28.7)・72減	9,974(27.6)・184減	9,638(26.0)・336減
社会福祉協議会	2,287(10.4)	3,687(10.4)・142増	3,646(10.1)・41減	3,737(10.1)・91増
地域運営委員会	3,922(17.7)	3,885(11.0)・182減	3,786(10.5)・99減	3,730(10.1)・56減
保護者会・父母会	1,471(6.7)	1,134(3.2)・25減	1,092(3.0)・42減	1,042(2.8)・50減
NPO法人	1,565(7.0)	3,775(10.7)・238増	3,700(10.3)・75減	3,810(10.3)・110増
民間企業	508(2.3)	4,783(13.5)・513増	5,578(15.5)・795増	6,704(18.1)・1,126増
その他法人等	3,882(17.6)	7,915(22.4)・286増	8,318(23.0)・403増	8,433(22.7)・115増
合計	22,096	35,337	36,094	37,094

○ 全体に占める割合として、民間企業運営が大幅に増加

全体に占める割合として、公営と地域運営委員会、保護者会・父母会による運営が減少し、公社・社会福祉協議会、NPO法人、民間企業、その他法人による運営が増えています。これまで公立公営だった学童保育が、指定管理者制度¹の導入、民間への委託、民営化などによって、運営主体を変更されています。指定管理者制度を導入している市町村は215市町村、5,801「支援の単位」（2023年は5,551、2022年は5,278、2021年は5,050、2020年は4,814、2019年は4,297）です。

保育の質を担保する「省令基準」「運営指針」が定められた一方で、学童保育を求める需要に自治体の実態が追いついておらず、指導員の離職・なり手不足など、人材確保が課題となるなかで、公的事業をアウトソーシングする流れもあいまって、公営の学童保育の民間委託がすすんでいます。また、民間委託する理由として、「募集・採用の手続きや人件費等、指導員を確保することの負担を軽減させる」「『会計年度任用職員制度』に移行し、『正規職員をおかず、非正規職員にすべての運営を任せる』ことにしたが、現場に不具合が生じている」ことをあげる市町村もあります。さらに、自治体の包括的な行政サービスの委託など、学童保育の趣旨や理念とはまったく異なる考え方に基づいて、企業に運営を任せる自治体も出てきています。

民間企業が運営している学童保育²の多くは、市町村からの委託、指定管理者制度で代行して運営され

¹ 指定管理者制度とは、「公の施設」の管理を、民間企業も参入させて「効率的」にすることをねらいとした制度です。「施設の管理業務」のための仕組みですが、保育所や学童保育のように施設管理業務ではない分野にまで導入が強引にすすめられています。数年ごとに運営者の変更が求められる制度であり、安定性・継続性が求められる子どものための施設には導入すべきではありません。

² 厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」の実施要綱には、「放課後児童健全育成事業と目的を異にする公共性に欠ける事業を実施するものについては、本事業の対象とならない」と記されています。「学習塾」や「習いごと」などの事業は、「学童保育」と自称していても「放課後児童健全育成事業」には該当しませんので、今回の調査結果には含んでいません。

ています。公営の学童保育を民間委託するほかに、地域運営委員会³や保護者会・父母会運営の学童保育が、企業による運営に切り替えるところも出てきています。なかには、「市町村は委託先の保育内容を指導したり、職員の人事に関与したりする立場にない」と認識しているところもありますが、「委託」は、市町村が実施する責任を持つ事業を事業者に依頼して運営することですので、これは誤った認識です。ある市町村では、これまで公営で運営していて、新設の学童保育は民間委託とする方針を持つなかで、委託先についても現場を熟知している地方公務員の指導員が、保育観察を行い、職員からの相談も受けています。

企業参入の移行時に「民間に任せれば効率的になってサービスの質があがる」と強調されることがあります。ある市町村では、「公営の学童保育の終了時刻は18時であるが、委託先は19時まで延長する」など、あえて差別化することで、民間委託を促進したところがあります。「保育内容は企業秘密」との考え方のもと、それぞれの現場での指導員の子どものかかわりを、職場を超えて交流することを禁止しているところもあります。

企業に委託された結果、事業予算（それまではすべて学童保育運営に使われてきた）の一部を企業に還元（株主配当など）するために、人件費が削減されるなどの影響が出るのが少なからずあります。企業が参入しても利益が得られなければ、サービスの質（この場合は保育の質）あるいは労働者（この場合は指導員）の待遇が悪化するか、もしくは早々に運営から撤退することもあり得ます。

○ 運営主体の変更、そのとき子どもは？ 引き継ぎは？

継続的・安定的な運営、運営の格差是正をめざして、あるいは、運営面に問題（子どもの権利の侵害、保護者や指導員の人権への配慮が不十分、補助金や保育料の管理が不適切など）があり、行政の指導などによっても改善が見られない場合、行政が関与して運営主体を変更することがあります。その際は子どもの生活の継続性の保障、子どもと保護者、指導員に周知・説明を行い、理解を得ることが必要です。

ただし、ここ数年の全国的な動向を見ていると、上記以外の理由での、運営主体の変更の動きが顕著です。

運営主体の変更後、衛生管理を理由に、おやつに果物や手づくりおやつなどを提供できなくなる、「安全」を理由に、外遊びや地域の公園に行くこと、遠足やキャンプなどの施設外保育の実施を制限するなどの実態も報告されています。また、保護者会行事への指導員の出席を制限する、運営主体の判断によって保護者との共同行事や保護者会・父母会を存続できなくなることなども起きています。

運営主体の変更に伴い、指導員が継続雇用されない場合、子どもにとってはこれまで生活をともにしてきた指導員が一斉にいなくなってしまうこととなります。継続雇用されない背景として、「これまでの保育を引き継ぎたくない」という運営主体の意向、市町村や学童保育現場によって指導員の仕事内容や処遇、労使関係のあり方がさまざまであること、地域格差があること、全国的に指導員の8割近くが非常勤・パート職員で、立場が弱い状況にあることが考えられます。

保育の質を保障し、事業の水準を下げないためにも、当事者である保護者・指導員は、学童保育の役割、生活内容、指導員の仕事（勤務規定等も含めて）を絶えず明らかにして確かめあい、保育実践を通して、その地域の合意形成に取り組んでいくことが重要です。なお、運営主体の変更に際しては、「実施主体である市町村の公的責任を明確にしておくこと」「委託契約書以外にもこれまでの保育内容を継続できるように『業務仕様書』を策定すること」「運営者の選定委員会に保護者などの当事者参加を保障させること」「業務の引き継ぎに十分な期間を保障させること」「1年間をかけて新旧の指導員（一部の指導員のみならず、パート職員も含めて）がともに子どもとかかわり、子ども自身が先の見通しをもてるような『引き継ぎ保育』を行うこと」などが重要です。

運営主体がいずれであろうとも、各市町村が定めた条例を遵守し、「運営指針」にもとづいて運営されること、実施主体である市町村が主体性と責任を持って事業を実施することが必要です。それには、当事者である保護者・指導員が、子どもの声に耳をかたむけながら、学童保育の役割や生活内容、指導員の仕事についての理解を深めること、保護者会・父母会や指導員組織、地域連絡協議会を通じて、よりよい学童保育施策の実現を運営者や市町村に要望しつづけていくことが大切です。

³ 地域運営委員会とは：地域の役職者の人々（学校長、自治会長、民生・児童委員など）と、学童保育の父母会・保護者会の代表などで構成されている学童保育の運営のための組織です。

調査結果 7 学童保育はどこで実施されているか（開設場所）

開設場所（37,094「支援の単位」の内訳）

開設場所	支援の単位	割合	前年比	備考
学校施設内	21,047	56.7%	644(103.2%)	内訳は、余裕教室活用(8,070) 学校敷地内の独立専用施設(9,476) 校舎内の学童保育専用室(2,407) その他の学校施設を利用(1,094)
学童保育専用施設	2,880	7.8%	89(103.2%)	学校外に公的に設置された独立専用施設
児童館内	3,385	9.1%	▲9(99.7%)	児童館・児童センター内の専用室
その他の公的施設	2,147	5.8%	▲22(99.0%)	公民館内(463)、公立保育園内(111)、公立幼稚園内(157)、公立認定こども園内(45)、その他の公的な施設内(1,371)
法人等の施設	2,707	7.3%	87(103.3%)	私立保育園や私立幼稚園、私立認定こども園、社会福祉法人の施設内
民家・アパート	2,089	5.9%	▲27(98.7%)	借家・アパートなど
店舗・事務所等	1,447	3.9%	321(128.5%)	
その他	1,392	3.8%	▲83(94.3%)	自治会集会所・寺社など

*割合は項目ごとに四捨五入しているため、合計は100%にならない。

○ 場所の確保にあたっては、「生活の場」としての視点を

開設場所は、余裕教室活用が増えており、学校施設内が全体の半数を越えています。地域にある公共施設も活用され、全体として8割近くの学童保育が公的施設で実施されています。保護者などに施設の確保が委ねられている場合、民家・アパートを借用することがあります。

場所の確保にあたっては、「生活の場」としての環境を整えるという視点が欠かせません。安全・衛生の確保はもとより、年齢や発達が異なる活動的な子どもが共に過ごす生活の場であることから、それにふさわしい広さや環境が必要です。おやつを食べたり、ときには横になってのんびりと過ごしたりできるように、食事や休養などの基本的な生活を保障できる機能を備えた専用の施設・設備とあわせて、子どもの活動内容にふさわしい戸外の環境も整えることが必要です。

○ 国は「学校施設の徹底活用」で学童保育を増やす方針

国はこれまで、「放課後子ども総合プラン」（2014年7月）、「新・放課後子ども総合プラン」（2018年9月）を策定し、「学校施設の徹底活用」で学童保育を増やす方針であることを示してきました。

「放課後児童対策パッケージ」（2023年12月）に続き、2024年12月27日、通知「『放課後児童対策パッケージ2025』について」⁴が発出されました。「待機児童対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から令和6～7年度に集中的に取り組むべき対策として、令和5年度にお示ししたパッケージを改定したもの」とのことです。

「パッケージ2025における新規・拡充事項のポイント」として、「喫緊の課題となっている放課後児童クラブの待機児童の解消に向けた受け皿整備等に関し、引き続き『場の確保』『人材の確保』『適切な利用調整（マッチング）』に取り組みつつ、浮かび上がってきた3つの課題に対応した6つの対応策を追加して整理」しています。

「場の確保」が「学校施設の一時的な利用（タイムシェア）」では、子どもの受け入れまでの準備に時間がかかること、原状復帰のこと、子どもたちの室内での過ごし方に制限があることなど、子どもに安定して継続した日々の「生活の場」を保障することができません。また、「保育所等における放課後児童クラブの実施に関して、余裕スペースにおけるタイムシェアの推進」との記述もあります。全国的な併設施設の現状を見ると、「当初から併設を見越して施設を建設した」「これまであった保育所施設に空きがでたので、学童保育に流用している」と、大きく2タイプがあります。後者は、「家具やトイレが幼児用の大きさのために、学年があがるにつれて身体にあわなくなる」などの課題があります。

さらに、コミュニティ・スクールの仕組みを活用することについての記述もあります。「学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付ける」ことは以前から言われていたことですが、子ども、地域の文化や人との関わりを、学校のなかへ囲い込むような動きにつながらないかという懸念があります。

⁴ こども家庭庁次長、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長連名通知

指導員の配置は「専任・常勤・複数体制」が必要、 2024年度補助基準額創設の「常勤職員配置の改善」とは

○ 学童保育の役割、生活づくりと指導員の仕事

学童保育に通う子どもは一人ひとりの年齢や発達段階、家庭環境や生活環境が異なっていますし、興味や関心もさまざまです。指導員には、学童保育での生活がスムーズに営まれ、子ども一人ひとりが安心して充実した生活がおくれるように、それぞれの年齢や発達段階に応じたかかわりを持ち、子どもが学童保育を「安心できる毎日の生活の場」として理解し、必要な期間、自ら進んで通いつづけられるように支え・援助することが求められます。

私たちは、子ども・指導員・保護者がともに行う「子ども一人ひとりと、子どもたちの生活内容を豊かにするための継続的な営み」を、「生活づくり」と呼んで大切にしています。そして、生活づくりを進めるうえで指導員の担う仕事を、全国連協が作成した冊子『改訂 テキスト 学童保育指導員の仕事【増補版】』（2019年刊）でつぎのように整理しています。

- ① 子どもが安全に安心して過ごせる生活を守る。
- ② 放課後や学校休業日を過ごすために必要とされる基本的な生活内容をつくる（休息やおやつ提供など）。
- ③ 子どもが遊ぶための環境の整備と、援助を行う。
- ④ 子ども一人ひとりと、子どもたちの生活内容を豊かにするための継続的な働きかけを行う。
- ⑤ 保育内容を記録する。
- ⑥ 保育内容に関する情報の共有のための会議や打ち合わせを行う。
- ⑦ 連絡帳などを通じて子どもの保護者に伝える。

○ 指導員は、「専任・常勤・複数体制」で配置されることが必要です

学童保育では、「小学生の放課後の生活であること」「年齢や発達の異なる子ども一人ひとりと子ども全体にかかわることを、同時に、または並行して行う必要があること」「安全を守る場面や、ケガへの対応やいさかいなどの場面では、個々の子どもへの対応と、子ども全体への対応を同時に行う必要があること」「個別に特別な援助が必要な場合があること」「小学1年生から6年生までの子どもの発達・特性を継続的に把握したかかわりが求められること」などから、専門的な技能と知識を身につけた指導員が、ほかの仕事（児童館や「放課後子供教室」など）と兼務するのではなく、専任として常時複数配置されることが必要です。また、指導員が常に自己研鑽に励み、力量を向上させることができるよう研修の機会が保障されることが必須です。

また、保育時間前後に必要な準備時間を設けることが不可欠です。私たちはかねてより、「子どもがいない時間にも仕事がある」と、1日8時間勤務程度の常勤職員の配置を要望してきました。

保育中、多くの場合、指導員は役割を分担し、かつ連携しながら子どもたちとかがわります。職場によっては、雇用形態が異なる指導員と一緒に保育を行っていることもあります。子どもの前では対等・平等であるという意識のもとで職場づくり・運営を進めることが大切です。

指導員が子どもと安定的に継続的にかかわるためにも、長期に安定して雇用される必要があります。仕事を継続するなかで経験を蓄積し、その経験と自らの学びを同僚とともに深めることは、指導員が専門的な知識と技能を高めていくことにもつながります。

○ 国の2024年度予算で「常勤職員配置の改善」の補助基準額創設 ……2024年12月、全国学童保育連絡協議会が緊急申入書提出

国の2024年度予算では、運営費に「現行の補助基準額に加え、常勤の有資格者を2名以上配置した場合」の補助基準額が創設されました。2023年6月13日閣議決定の「こども未来戦略方針」では、「放課後児童クラブの安定的な運営を図る」ことを目的とすると示されています。2024年3月12日の参議院内閣委員会では、こども家庭庁長官が「同じ放課後児童支援員が継続的に育成支援にあたることによって、利用する子どもの生活の安定をめざす」ことを目的とすると答弁されました。

2015年度以降、一部の市町村では、国が設けた事業を活用して、学童保育指導員の処遇改善を

図り、「常勤職員の複数配置」が進められ、指導員が子どもや保護者への理解を深め、学童保育が子どもにとっての「生活の場」となることにつながっています。

ただし、今回の交付要綱で示された「常勤職員」の定義は、これまでの国の定義と比較すると低く抑えられたものであり、この補助基準額が「開所時間¹をベースに考える」ものであるため、「平日1日8時間、保育準備の時間も含めて勤務している指導員」であっても、開所時間中に従事した時間数の合計によっては対象にならない場合があります。

全国連協が、全国各地の学童保育連絡協議会を通じて情報収集を行ったところ、この補助基準額が十分に活用されておらず、創設の当初の目的の実現に寄与していない実態が明らかになりました。創設された補助基準額が十分活用されるために、こども家庭庁に対して、つぎのことを緊急に要望しました。

1. 運営費補助基準額の増額が、指導員の処遇改善につながる仕組みにし、保育の質の底上げにつなげてください。
2. 常勤職員の定義に、「また、一日6時間以上かつ20日以上勤務する者は、『常勤職員』とすること」を加えてください。
3. 常勤職員の突発的な退職後、新たな常勤職員を雇用できないなど、年間を通じて雇用体制の維持ができなかった場合に、すでに給与として支払った分も補助金返還が求められるために、補助金を利用しないことを選ぶ運営者・市町村が、積極的に活用することで安定的な運営を図れるような仕組みにしてください。
4. 「放課後児童健全育成事業の常勤職員配置の改善に係るQ&A」を早期に更新し、発出してください。

○ 有資格者が配置されることについて

2015年に創設された「放課後児童支援員」の資格は、保育士、教諭など、すでに取得している基礎資格等を土台に、都道府県（2019年4月から政令市、2020年4月から中核市も実施できることになった）が実施する16科目24時間の「放課後児童支援員認定資格研修」（以下「認定資格研修」）を通じて、放課後児童健全育成事業の専門領域を体系的に学ぶことで付与されます。子どもの発達段階についての理解や、子どもとかわる際に不可欠な倫理観はもとより、小学生の放課後の生活と遊びの重要性、指導員のかかわりなど、学童保育に固有の知識や技能があることを国が認めたことの意義は大きく、「放課後児童支援員」の資格を有する者を「支援の単位」ごとに開所している時間を通じて原則2名以上配置することが「従うべき基準」として定められたことは、「全国一定水準の質の確保」に向けた大きな一歩でした。

○ 常勤職員の定義について

2024年5月21日、こども家庭庁が自治体に発出した「子ども・子育て支援交付金交付要綱」（以下「交付要綱」）では、「常勤職員」を、「法定労働時間の範囲内において、原則として放課後児童健全育成事業を行う場所ごとに定める運営規程に記載されている『開所している日及び時間』のすべてを、年間を通じて専ら育成支援の業務に従事している職員をいう」と定義しています。

これは、事業所で定めた平日の開所時間が厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に示された3時間であれば、1日3時間勤務でも常勤職員となり得ることを意味しています。

かつて、国が積算する人件費の補助単価は、平日6時間勤務の非常勤職員の賃金で計算されていました（2016年度以前は、一人当たり年額174万円程度で計算）。

また、厚生労働省が行ってきた実施状況調査では、常勤職員を「原則として施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者をいう。また、一日6時間以上かつ20日以上勤務する者は、上記にかかわらず『常勤職員』とすること」と定義してきました。

2015年から実施されている「放課後児童支援員等処遇改善等事業」、そして2017年度に運営

¹ 2023年3月に厚生労働省が発出した「開所時間の考え方について（Q&A）」によると、「開所時間」とは「基本的には、児童の受け入れることができる時間」をさす。一般的には、“保育時間”と表現される、指導員が勤務して子どもを受け入れる体制を整えた時間。

費補助基準額が増額された際に、国が常勤職員の配置を検討した流れから考えると、全国連協では、常勤職員は少なくとも「平日6時間を超える」勤務であることを共通認識にすることが必要だと考えていました。

同日に示された「放課後児童健全育成事業の常勤職員配置の改善に係るQ&A」では、つぎの考え方が示されています。

「基本的には「開所している日及び時間」のすべてにおいて育成支援の業務に従事する職員を対象とするが、運営規程どおりに開所した場合の1週間の総開所時間数（40時間を超える場合は40時間を上限とする）の8割以上を育成支援の業務に従事する職員も対象に含めるものとする」。

したがって、「平日1日8時間、保育準備の時間も含めて勤務している放課後児童支援員」（自治体の正規職員である公務員も含めて）であっても、開所時間中に従事した時間数の合計によっては対象とならない事態が生じます。

○ 常勤職員に求められる業務内容について

「運営指針」にも、「放課後児童支援員等の勤務時間については、子どもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録策定等、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定されることが求められる」と示されています（第四章1の〔4〕）。

また、「放課後児童支援員等処遇改善等事業」では、常勤職員に求められる業務内容として、「地域組織との情報交換や相互交流／児童館やその他公共施設等の積極的活用／地域住民との連携、協力／地域の保健医療機関等と連携／虐待ケースの具体的な支援内容等を関係機関と検討・協議／放課後子供教室との打ち合わせ、協議会への参加」と示されています。

指導員は、子どもや保護者に直接かかわるほかにも、子ども理解を深めるために、「保育内容の記録」「保育の打ち合わせ」「保育計画（見通し）の作成とふり返り、まとめ」「情報共有の会議や、保育内容に関する事例検討」「関係機関や地域との連携・協力」など、多岐にわたる仕事に連携・協力しながら取り組んでいます。

学校や保育所などは業務に応じた職員が配置されていますが、学童保育では、施設の維持・管理、おやつや買い出しや物品の購入、それに伴う金銭管理、諸帳簿の作成など、学童保育を円滑に運営するための実務を指導員がすべて担っている現場も多くあります。私たちは、指導員の勤務時間には、「子どもの様子や指導員の関わりをふり返って翌日につなげる時間」「子ども観・保育観について同僚との間で相互理解を図る時間」を含めることが必要だと訴えてきました。

実際に、指導員と保護者が長い時間をかけて指導員の仕事の中山をたしかめ、行政・議会の理解も得ながら、指導員の勤務時間を設定してきた地域ほど、この補助金が使いつらいという事態が起っています。全国連協では、「これでは保育の質の格差が広がるばかり」と考えています。

○ 「常勤職員の複数配置」が実現したことによる変化

・児童数が増えれば増えた分だけ、子どもたちの抱える問題や課題も増え、それへの対応が必要になると同時に、指導員が行うべき事務作業も増えていきます。しかし、勤務時間の制限や責任の重さの違いなどがあることから、非常勤指導員に頼むことには限界を感じていました。

「常勤指導員がもう一人増えれば、より深く子どもたちの求めることに応えられるのに……」という思いが募っていきました。（中略）常勤指導員が複数配置され、より多くの目で子どもたちを見てくる子どもの姿も深まりますし、打ち合わせなどで出される情報もより多くなり、それをもとに、対応を検討することができるようになりました。このことは、一人ひとりにより望ましい対応を考えることにもつながります。（中略）さらに、常勤指導員が一人増えたことで、保育の面でも、事務作業の面でも、それまでにはなかった心と時間のゆとりが生まれるようになりました。（中略）心にゆとりが持てるようになると、子どもの行動の内面に目が向けられるようになり、その背景にある問題の本質や、さまざまながらみのなかで不適切に見える行動をとってでも大人に訴えたいことがあるのだと気づけるようになっていきました。つまりこれは、見える目が増えただけではなく、私の子どもを見る目が変わってきたといえます。（出典 月刊『日本の学童ほいく』2016年8月号・愛知県名古屋市・亀井達也）

○ 毎日の「生活の場」を保障するには、子どもの様子を記録することから

指導員が、「子どもの行動、言葉、感情の動き」に加え、「かかわった事実」「感じたこと」など、日々のかかわり（保育実践）と様子を記録し、ふり返りつづけることは、子ども理解を深め、子どもとのかかわりに見通しを持つことにつながります。指導員には、その時々に応じた適切な判断と対応が求められますが、子どものためによかれと思って対応したことで、逆に子どもを追いつめてしまったり、傷つけてしまったりすることも起こり得ます。「今日の〇〇さんは落ち着かない様子だった」「〇〇さんはどうしてあんなことを言った・したんだろう」「自分のかかわりはあれでよかったのだろうか」と揺らぎ、葛藤し、自問自答をくり返して、同僚と話しあうことで、毎日の継続した生活を保障していくことができます。

そのためにも、子どもの様子や指導員のかかわりを“記録し、伝える（言語化する）”ことで、指導員の思いや意図をふり返り、子ども理解のみならず指導そのものを深めるにもつながりますし、新しい気づきを得ることもあります。また、日々の記録を指導員間の打ちあわせに活用することで、職員集団として実践をよりよくすることもできます。

○ 行き渡らない指導員の処遇改善、有資格者の就労継続のために支援を

一方、多くの地域では、いまなお、指導員の仕事を「ただ、子どもを見ているだけ」「子どものいる時間帯だけの勤務でよい」との認識があり、指導員に求められる職責の重さに対して処遇が低く、そのため、離職者も多く、求人しても人が集まらないなど、なり手不足も深刻です。また、短時間雇用も多く、入れ替わりが激しいことから、継続して子どもや保護者とかかわれないなどの課題を抱えています。

短時間勤務の指導員だけでは、継続的に子どもとかかわり、責任を持って保育を行うことが困難になります。申し送りや記録があったとしても、子どもの様子を十分に把握することはむずかしく、一人ひとりの子どもにいてねいにかかわること、子どもを多角的に理解することは困難です。公営の学童保育では、「自治体内のほかの非正規職員との均衡を考えると、学童保育指導員だけ処遇を上げるわけにはいかない」といったことを理由に、処遇改善がすすまない市町村もあります。

また、指導員が、「扶養の範囲で働きたいので、時給が上がるなら勤務時間数を削減する」「社会保険加入の対象とならないよう、勤務時間数を削減する」ことを希望している場合もあり、処遇改善につながらない実態もあります。

「子どもが好きなら」「子育て経験があれば」という考え方をもとにした指導員の確保策では、この事業は成り立ちません。指導員の役割や仕事内容についての認識を変えないまま、働き方や処遇の改善に着手せず、「人材確保に苦慮している」との理由で基準を引き下げていては、なり手がいないのは当然です。

学童保育の子どもたちに安全・安心な生活を保障し、責任をもってかかわるには、専門的な知識・技能を備えた指導員が継続的・安定的に雇用されること、保育時間前後に必要な準備時間が設けられることなどが不可欠です。しかし、現状では、それを保障するような勤務条件、待遇でないところが少なくありません。全国連協の2018年実態調査では、つぎのことがわかりました。

○ いまだ多くの指導員は不安定な雇用で、働く条件は劣悪

週20時間以上勤務する指導員（この調査で集計された指導員数10,331人のうち、回答したのは4,972人）について、勤務時間、年収、仕事内容、経験年数、待遇等を調査しました。

【勤務時間】

個別調査 2017年度の年間勤務実績

	2018年調査	参考・2012年調査
～1000時間	899 (18.08%)	43.0%
1001～1500時間	1,896 (38.13%)	30.8%
1501～2000時間	1,379 (27.74%)	20.3%
2001時間以上	455 (9.15%)	5.9%
無回答・回答無効	343 (6.90%)	
合計	4,972	

1日6時間以上勤務の指導員が増えたものの、依然として6時間未満の指導員が5割以上を占める（56.21%）。

年間の勤務時間が1500時間以下の指導員だけで構成されている職場が3割以上ある。

個別調査 年間勤務実績からみる職場における指導員の構成 (総数1,844)

職場に年間の勤務時間が1500時間以下の指導員しかいない	634 (34.60%)
1501時間以上勤務する指導員と1500時間以下の指導員がいる	838 (45.60%)
1501時間以上勤務する指導員ばかりで構成されている	372 (20.20%)

【年収】

個別調査 年収 (4,972)

50万円未満	171 (3.44%)
50万円以上～100万円未満	809 (16.27%)
100万円以上～150万円未満	1,428 (28.72%)
150万円以上～200万円未満	712 (14.32%)
200万円以上～250万円未満	731 (14.70%)
250万円以上～300万円未満	391 (7.86%)
300万円以上～350万円未満	206 (4.14%)
350万円以上～400万円未満	79 (1.59%)
400万円以上	148 (2.98%)
無回答・回答無効	297 (5.97%)
合計	4,972

調査対象を週20時間以上勤務する指導員にしたにもかかわらず、約半数の指導員は年収150万円未満、「ワーキングプア」と言われる年収200万円未満の指導員が約6割。

年収150万円未満の職員のみで構成されている	807(43.8%)
年収250万円以上の職員が複数在籍している	237(12.8%)

【賃金】 時給月給が約半数、月給が4割。

個別調査 賃金形態 (4,776)

	2018年調査	2012年調査	2007年調査	2003年調査
月給	2,132 (42.88%)	59.0%	48.2%	58.8%
日給月給	195 (3.92%)	2.2%	7.7%	7.8%
時給月給	2,419 (48.65%)	38.2%	43.6%	31.8%
その他	27 (0.54%)	0.6%	0.5%	1.6%
無回答・回答無効	199 (4.00%)			
合計	4,972			

【指導員の仕事内容】

指導員の仕事は、子どもや保護者に直接かかわるほかにも、多岐にわたる。(複数回答)

個別調査 仕事内容 (4,972)

学校との情報共有	3,198 (64.32%)
保護者への連絡・情報共有	4,159 (83.65%)
防災・防犯対策	3,765 (75.72%)
要望・苦情への対応	3,129 (62.93%)
児童虐待早期発見への取り組み	3,564 (71.68%)
地域組織との情報交換や相互交流	2,113 (42.50%)
児童館やその他公共施設等の積極的活用	1,909 (38.40%)
地域住民との連携、協力	1,989 (40.00%)
地域の保健医療機関等との連携	1,203 (24.20%)
虐待ケースの具体的な支援内容等を関係機関と検討・協議	1,445 (29.06%)
放課後子供教室との打ち合わせ、協議会への参加	892 (17.94%)

【指導員の経験年数】

個別調査 指導員としての経験年数

	2018年調査	参考 2012年調査
2年未満	972 (19.55%)	31.6%
2年以上3年未満	616 (12.39%)	13.2%
3年以上5年未満	843 (16.95%)	18.9%
5年以上10年未満	1,177 (23.67%)	22.7%
10年以上20年未満	1,000 (20.11%)	13.6%
20年以上	214 (4.30%)	調査なし
無回答・回答無効	150 (3.02%)	
合計	4,972	

経験年数5年未満の指導員が約半数、すべての職員が経験年数3年以上の職場は約3割。

職場において、全員の職員が 経験年数3年以上	585 (31.72%)
職場において、全員の職員が 経験年数3年未満	104 (5.64%)

【国や市町村による指導員の人材確保のための取り組み】

募集を中心に取り組まれている。しかし「給与面の改善」については26.13%に留まっている。

市町村調査 指導員の人材確保にあたって、計画・予定していること（複数回答）（1,125）

	公営
ホームページ	314 (27.91%)
自治体の広報誌	396 (35.20%)
給与面の改善	197 (17.51%)
ハローワーク	404 (35.91%)
求人業者	74 (6.58%)
その他	106 (9.42%)
無回答	53 (4.71%)

【待遇】

待遇は依然として改善されず、悪化している。

個別調査 昇給制度、退職金制度（4,972）

	2018年調査	2012年調査	2007年調査	2003年調査
昇給制度あり	1,978 (39.78%)	48.1%	46.7%	47.9%
退職金制度あり	1,187 (23.87%)	38.4%	28.7%	41.5%

個別調査 手当（4,972）

通勤手当	3,463 (69.65%)
時間外手当	3,024 (60.82%)
休日手当	1,383 (27.82%)
住宅手当	222 (4.47%)
扶養手当	295 (5.93%)
役職手当	741 (14.90%)
ない	490 (9.86%)

個別調査 労働保険、社会保険、就業規則、雇用契約書、健康診断（4,972）

	2018年調査	2012年調査	2007年調査	2003年調査
労働保険の加入あり	3,744 (75.30%)	91.4%	80.5%	75.9%
社会保険の加入あり	2,828 (56.88%)	63.5%	62.5%	61.8%
就業規則あり	4,069 (81.84%)	85.1%	79.5%	78.2%
雇用契約書あり	4,130 (83.07%)	-	-	-
健康診断の保障あり	3,798 (76.39%)	-	-	-

【研修】

指導員に研修を受講させる市町村は7割以上と増えてきたが、研修機会のないままに現場に立つ指導員もいる。

市町村調査 自治体主催の研修の有無 (複数回答) (1,125)

	2018年調査	2012年調査	2007年調査
都道府県主催	478 (42.49%)	596 (40.71%)	448 (29.59%)
市町村主催	362 (32.18%)		
新任・現任研修がない	419 (37.24%)	868 (59.29%)	1,066 (70.41%)
無回答	25 (2.22%)		

市町村調査 自治体主催の新任研修の有無 (2018年度調査については複数回答) (1,125)

2018年調査		2012年調査	2007年調査
あり	313 (27.82%)	190 (13.01%)	146 (9.75%)
都道府県主催	212 (18.84%)		
市町村主催	118 (10.49%)		
なし	787 (69.96%)	1270 (86.99%)	1352 (90.25%)
無回答	25 (2.22%)		
合計	1,125	1,460	1,498

市町村調査 自治体主催の研修以外に研修・学習の機会の保障や援助があるか (1,125)

参加費・受講料の保障	269 (68.97%)
勤務として給与が発生	298 (76.41%)
代替職員の確保	106 (27.18%)
交通費・交通手段の保障	298 (76.41%)
その他	24 (6.15%)

個別調査 そのほかの研修・学習の機会の保障や援助 (複数回答)

研修費の保障	3,345 (67.28%)
研修を勤務に位置付け	3,376 (67.90%)
代休の保障	1,551 (31.19%)
交通費の保障	3,589 (72.18%)
交通手段の確保	3,460 (69.59%)
研修の紹介	1,275 (25.64%)
何もない	132 (2.65%)

○ 指導員の仕事をとおして学童保育の目的・役割を果たすために

全国連協は、指導員が自らの仕事をとおして学童保育の目的・役割を果たすためには、以下の諸条件が整えられる必要があると考え、これらが総合的に解決されることを国や自治体に要望しています。

- ◎指導員に求められる専門的な知識と技能に対する社会的合意がはかられること。
- ◎子どもとの安定的なかかわりが継続できるよう、指導員の長期的に安定した雇用が確保されること。
- ◎指導員の勤務時間として、保育時間前後に必要な準備時間が設けられること。
- ◎専任の指導員が常時複数配置され、安全面に配慮して円滑な運営を行えるようにすること。
- ◎指導員が常に自己研鑽に励み、力量を向上させることができるよう研修の機会が保障されること。

「開所日・開所時間」の解釈と職員配置について

○ 2023年、各地で開所日・開所時間、職員配置をめぐる問い合わせ続く

2022年6月24日付で、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課の事務連絡「放課後児童健全育成事業における土曜日等の利用児童が少数の場合の開所要件の再周知について」が発出されたことを受け、2023年はじめには、各地で県あるいは市による運営の点検、説明会等が行われており、全国連協にも地域からの問い合わせが続きました。

問い合わせ内容の一例をあげます。

- ・「土曜日、子どもが早く帰ったら、指導員も閉所時間前に帰っていたのですが、補助金申請時に退勤後の時間は開所時間として算定されますか？」
- ・「実績として8時間以上、開所していても(基準を満たしている)、各クラブの運営規程に書いてある時間に即していないと、開所要件を満たしたことにならず、交付金対象外と市に言われて混乱しています。実際には職員体制が厳しく、シフトを組むのもやっつ。土曜保育で、児童が早く帰宅したときには、閉所を早めて対応していましたが……」

問い合わせが続くなかで、「省令基準」や「放課後児童健全育成事業に係るQ&A(2016年3月11日版)」に示された開所日数の要件について、十分に理解していない市町村や学童保育があることが明らかになりました。実際に、開所日数の数え方が誤っていたことが判明し、補助金を返還した市町村もあります。

「従うべき基準」が参酌化され、国の基準と異なる規定を設ける自治体は年々増えていること、「保育の質」の地域格差が広がるばかりであることを考えあわせると、「開所日・開所時間と認められる(＝補助金を受け取る)ことのみが優先され、条例を引き下げることにつながらないか」「市町村が補助金を申請するのに後ろ向きにならないか」、そもそも「現場の実態が、この事業のあり方にふさわしい開所日・開所時間、職員配置になっているのか」という懸念があります。

○ 2023年2月、全国学童保育連絡協議会が緊急申入書提出

全国連協が各地の状況を把握するなかで、開所時間の解釈(「開所時間」〔＝子どもの「受け入れ時間」〕指導員の「勤務時間」「開設時間」の違いや、利用する子どもの有無など)が自治体によって異なることがわかったことから、2023年2月21日、全国連協は、厚生労働大臣宛てに「開所日・開所時間、職員配置にかかわる緊急申入書」を提出し、「指導員が一人だけで保育を行うのでは子どもの安全・安心を守れないこと」「保育時間前後(子どもがいない時間帯)にも準備を行うなど、指導員が担うべき仕事があり、常勤職員の配置が必要であること」を要望しました。

要望内容はつぎのとおりです。

1. 「開所時間」の解釈を、誤解が生じないように明らかにしてください。
2. 研修や学校・地域との連携、保育準備など、指導員が施設を離れる場合も業務の一環であり、「開所時間」を通じて指導員を配置するということは、施設に2人常駐させることと必ずしも一致しないことを説明してください。
3. 上記1. 2について、誰もが理解できるQ&Aを発出し、いま一度、都道府県や市町村に説明し、市町村から運営者への理解を促してください。
4. 年間250日以上開設し、子どもに安全・安心な生活を保障するためにも、支援の単位ごとに常勤職員をまずは2人以上配置できるよう、運営費の人件費部分を抜本的に増額してください

○ 2023年3月、厚生労働省から「開所時間の考え方について(Q&A)」

懇談のなかで、厚生労働省からは、「開所時間」の解釈について都道府県や市町村に説明するためのQ&Aを発出するという回答があり、同年3月30日、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課は、事務連絡「放課後児童クラブにおける開所時間の考え方について(Q&A)」を発出しました。概要を以下に記します。

- 問1 開所時間を「基本的には、児童を受け入れることができる時間」と整理
 問2 (略)
 問3 「運営規程等で定めている開所時間までは開所していただく必要がある」と明確化
 問4 「運営規程上開所日としており、条例等に基づく配置基準を満たして開所していた場合は、実際に利用する児童がいない場合であっても、開所日として扱って差し支えないことが示された
 問5 (略)
 問6 「開所時間前後については配置基準を満たして運営する必要はない」「運営規程等において、当該時間帯が開所時間前後の時間であると整理でき、かつ、開所時間内は条例等に規定する配置基準を満たしているのであれば、開所日として扱って差し支えない」ことが示された

問1で開所時間が整理された(=一般的なところでいう“保育時間”。指導員が勤務して、子どもを受け入れる体制を整えた時間をさす)ことにより、問3の「運営規程等で定めている開所時間までは開所していただく必要がある」(=子どもがいなくても、開所時間中は指導員が勤務を続ける必要がある)ことも明確になりました。

市町村によっては、「欠席等で利用児童がいないなかで、指導員が勤務した日を、開所日数とししない」「平日午前中の研修など、指導員が現場を離れると交付金の算定対象とならない」と解釈し、各学童保育に説明しているところもあるようです。これらについては、問4と問6で説明されています。

○ 2024年12月、こども家庭庁課長通知「開所時間の考え方について」

2024年12月27日、こども家庭庁成育局成育環境課長通知、「放課後児童クラブにおける開所時間の考え方について」が発出されました。

会計検査院による実地検査の結果、開所時間の考え方と、子ども・子育て支援交付金における長時間開所加算の制度の趣旨に対する理解が不十分の自治体が見受けられるとの指摘を受け、開所時間、準備時間等の基本的な考え方をさらに明確にしたとのことです。

開所時間を「児童を受け入れることができる時間」と整理したのは従来どおりで、開所時間、準備時間等については、新たに下記の考え方が示されました。

小学生が実際に利用可能な時間、一般的に考えると学校の授業が行われていない時間（放課後児童クラブの運営に関する会議や打合せ、保護者等との連絡調整等の開所時間の前後に必要な準備時間を除く時間）であり、かつ以下の①～③の要件を満たすことが求められます。

- ① 開所時間について、国基準を参酌の上各市区町村が定める条例や、各事業所が定める運営規程等に定めており、利用者（保護者、児童）に周知していること。
- ② 開所時間中は、職員の配置基準を満たしていること。
- ③ 開所時間の設定に当たっては、事前の把握による利用者の利用ニーズがあることに加え、そのニーズを対外的に説明できる根拠資料（学校の時程表等により開所時間を確認できるもの）を備えておく必要があること。

会計検査院の指摘を踏まえ、平日分の長時間開所加算について、令和7年度から補助要件の変更を検討していて、この変更内容は、令和7年度の子ども・子育て支援交付金交付要綱の発出にあわせて示されるとのことです。

会計検査院の注意喚起は、市町村が各学童保育からの申請内容を確認し、都道府県が必要な審査を行うなどの仕組みをつくることを求めたものです。厚生労働省は、第208回国会における「令和2年度決算審査措置要求決議」を重く受けとめ、前述した2022年6月24日付の事務連絡を出しています。私たちは、各学童保育からの申請内容を市町村が十分に確認せずに補助金返還の事態が生じた場合は、市町村の責任として返金を負担すべきと考えます。また市町村が負担しない場合でも、子どもの受け入れに支障をきたさないよう、市町村と各学童保育が返金方法を協議して、保育や運営が継続できる仕組みをつくる必要があります。

安全計画の策定が2024年度から義務づけ、 学童保育で子どもの安全・安心を守るために

○ 学童保育で、子どもの安全・安心を守るために……

学童保育では、子どもの安心・安全を守るために主につぎのことを行っています。

- ◎来所・帰宅時の安全対策
- ◎学童保育の生活のなかでの事故やケガの防止と対策
- ◎日常の衛生管理および、おやつ・食に関する衛生とアレルギー対応、食中毒対策
- ◎防災・減災と防犯対策
- ◎感染症の予防と対策
- ◎学校・地域組織・関係機関との連携・協力

全国連協が作成した冊子『改訂・テキスト 学童保育指導員の仕事【増補版】』（2019年刊）では、「第5課 子どもの安定した生活の保障」に、「安全を管理する」「安全対策・危機管理」の大前提として「『安全と健康を守る』という意味」をつぎのように記しています。「子どもたちの遊びや生活の場面から、あらかじめ予想される大きな危険は取り除いていくことが大切ですが、あわせて、危険だから何もさせないというのではなく、子ども自身が周りの状況や自分の体調などを考えながら危険を避けることができるように指導していくことも求められます」。

子どもの安全確保、事故防止に際しては、運営主体・指導員・保護者がともに予防策、事故発生時の対処等話しあっておくこと、市町村や関係機関との連携体制を築いておくことも欠かせません。そして日々の保育のなかでは、子ども自身が身を守る力（感覚・判断・身体能力）を習得できるように、指導員が子どもの視点に立って生活環境を整えることが不可欠です。

指導員には、学童保育全体を見とおして危険を察知する洞察力とともに、子ども一人ひとりの体力や身体能力、注意力、そして、子ども同士の関係性などを、子どもと継続的に関わることで把握し、生活を支えることが求められます。また、実際の場面では、大人から一方的に「危険だから」と指示・命令をして管理するのではなく、言葉を選ぶ、タイミングを見計らうなど、知識や経験に裏づけられた瞬時の判断とかかわりが必要です。あわせて、子どもが自らの行動をふり返り、考えられるように促していくことも大切です。

○「教育・保育施設等における事故報告集計」から読みとれること

2024年8月2日、こども家庭庁が「令和5年教育・保育施設等における事故報告集計」を公表しました。教育・保育施設などで発生した死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病をとともなう重篤な事故（意識不明〈人工呼吸器を付ける、ICUに入る等〉の事故を含む）などについて2023年1月1日から同年12月31日の期間内の報告をとりまとめたものです。

今回公表されたこども家庭庁の集計によると、学童保育における重篤な事故の報告件数は651件でした（死亡事故が3件*）。負傷等648件のうち、1件が意識不明、551件が骨折で、96件はその他です。発生場所は、施設の室内が194件、室外が378件、施設外79件でした。

*滋賀県長浜市のプール活動・水遊び中の溺死が1件、島根県邑南町の施設外（公園等）活動中の急性硬膜下血腫が1件、もう1件は地域と死因は不明ですが、施設内（室内）活動中が1件

表 学童保育における事故報告の推移（支援の単位数・入所児童数は全国連協が毎年行っている「学童保育（放課後児童クラブ）の実施状況調査」で把握した数）。

年	件数	うち骨折件数	支援の単位	入所児童数	発生率 (支援の単位)	発生率 (入所児童数)
2015	228	196	25,541	101万7,429	112.0	4462.4
2016	288	259	27,638	107万6,571	96.0	3738.1
2017	362	332	29,287	114万8,318	80.9	3172.1
2018	420	356	31,265	121万1,522	74.4	2884.6
2019	445	390	32,654	126万9,739	73.4	2853.3
2020	429	379	33,671	130万5,420	78.5	3042.9
2021	475	408	34,437	130万7,699	72.5	2753.0
2022	565	452	35,337	134万8,122	62.5	2386.1
2023	651	551	36,094	140万4,030	55.4	2156.7

発生率を見ると、2015年は、112.0支援の単位に対して1件、約4462.4人に対して1件の重篤な事故が発生していました。2023年には55.4支援の単位に対して1件、2156.7人に対して1件の重篤な事故が発生しています。

こども家庭庁のホームページで公表された2023年分の報告件数396件（2024年6月10日時点）から、重篤な事故の傾向を読みとります。

【事故発生時期】……多い順に、4月（71件）、5月（45件）、7月（42件）、6月（40件）、3月・10月・11月（35件）、8月（30件）、9月（27件）、12月（15件）、2月（14件）、1月（7件）でした。

【時間帯】……子どもたちに疲れが見られる「夕方（16時頃～夕食提供前頃）」（222件）が多く、「午後」（132件）とつづきます。土曜日や春・夏・冬休みなどの学校長期休業中の「朝（始業～午前10時頃）」（7件）、「午前中」（18件）でした。

【発生時の児童数】……「40人以下」が223件、「41人以上」が173件。「41人以上」のうち、「71人以上」は85件、「101人以上」は48件となっています。「71人以上」「101人以上」の件数は前年から増えています。

【事故誘因】……多い順に、「自らの転倒・衝突によるもの」（191件）、「遊具からの転倒・落下」（70件）、「子ども同士の衝突によるもの」（51件）とつづきます。

○年度替わりの4月に突出して事故が多発、夏休み終わりまで続く

年度替わりの4月に突出して事故が多発しており、5月、6月、7月と事故発生件数が多い時期がつづいています。また、年度終わりの3月と、学校の行事が多かったり、学習内容がむずかしくなったりする10月、11月も、事故発生件数が多い時期がつづいています。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2020年	13件	17件	27件	38件	16件	32件	29件	28件	26件	30件	25件	22件
2022年	17件	25件	37件	47件	43件	36件	34件	36件	25件	28件	24件	27件
2023年	7件	14件	35件	71件	45件	40件	42件	30件	27件	35件	35件	15件

年度替わりの4月に突出して事故が多発するのには、さまざまな要因が推察されます。

- ・新1年生は、保育所や幼稚園の年長児としての生活から、新たな環境での生活がスタートします。最初の1週間は緊張感のあるなかで過ごしているものの、上級生の姿や行動にあこがれて背伸びをして、「自分にもできる」と子ども自身の感覚・判断・身体能力を超えた無理な行動をすることがあります。
- ・2年生以上の子どもたちも、学校がはじまると担任の先生が代わった、クラスに新しい友達ができただり子どもたちの気分が高揚しておちつかないことがあります。
- ・学童保育に新しい仲間を迎えた折に、ルールや約束事が周知されていない、子どもが相互に関係性を構築できていない（相手の行動が予測できないため、子ども同士の衝突が起こる）などがあると事故の発生につながることがあります。
- ・新採用や異動で指導員体制に変化が生じたときに、すべての指導員が個々の子どものことを十分に把握できていなかったり、指導員間の連携体制が十分に構築されていないと事故を防げない場合があります。

夏休みがはじまって最初の1週間は、学童保育全体がおちつかず、ケガやトラブルが多くなりがちなので注意が必要です。これは「家－学校－学童保育一家」で過ごしていた生活サイクルが変化すること、学校の授業が休みになったことによる解放感や高揚感なども、事故の要因になることがあります。年度替わりの4月とは異なり、慣れてきた学童保育で子どもが長い時間を主体的に過ごすなかで、子ども自身が身を守る力（感覚・判断・身体能力）が十分でないこと、事故の要因につながることが推察されます。8月は、保護者の就労などの状況や、家庭の都合により、学童保育をお休みする子どももいて、学童保育で過ごす子どもの人数が若干減る時期でもあります。

学童保育における事故の発生には、子ども集団の規模、職員体制、施設環境、出席人数、保育内容など、さまざまな要因があることが考えられます。2020年まで、事故が多発していたのは保育環境や人間関係などに変化が生じる時期で、その影響が推察されました。2022年のデータからは、年度替わりから夏休みが終わるまで、事故発生件数が多い時期がつづいており、環境や子ども同士の関係性がおちつくまでに比較的時間がかかっていることの影響が考えられます。コロナ禍の影響で遊びや運動の機会が減り、子どもの体力・身体能力が低下していたことなども事故の発生件数の要因になっているかもしれません。

* * *

このデータベースでは、【発生時の児童数】はわかりますが、【1つの支援の単位の児童数】はわかりません。「登録児童数が40人規模で日常的、継続的に同じ子どもが過ごしている集団」なのか、「登録児童数が大規模で、日によって子ども集団の入れ替わりがあり、出席人数が40人規模になっている集団」なのかによって、事故の発生に影響があることが予想されます。

全国連協の調査結果（2024年5月1日現在）を見ると、ひとつの「支援の単位」の子ども集団の規模について、国の基準が示した「おおむね40人以下」の「支援の単位」数は、全体の約6割でした。一方、「41人～70人」「71人～100人」の「支援の単位」数は増えており、子どもの集団の規模はむしろ大規模化している様子が見受けられます。

全国連協は、「人数のとても多い学童保育では、安全確保に限界があり、子ども集団の規模の上限を守る必要があること」「専任の指導員を常時複数配置することの必要性」「成長過程にある子どもの、遊びや生活のなかでの『危険』をどのように考えるか」「『安全・安心』について、子どもといっしょに考え、つくりあげることの大切さ」などについて、『学童保育の安全対策・危機管理——「安全対策・危機管理の指針」づくりの手引き』を作成し、まとめています。

○ 安全計画の策定が2024年度から義務づけ

2022年11月、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課より、事務連絡「放課後児童クラブ等における安全計画の策定に関する留意事項等について」が発出されました。2024年4月1日から、学童保育と児童館においても、各事業所・施設が安全に関する事項について計画を策定することが義務づけられます。

これに伴い、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に新たに「安全計画の策定等」（第6条の二）が加えられました。主な内容はつぎのとおりです。

- ◎ 「設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業事業所における安全に関する事項についての計画」を策定し、「安全計画に従い、必要な措置を講じなければならない」
- ◎ 「職員に対し、安全計画について周知する」とともに、「研修及び訓練を定期的実施しなければならない」
- ◎ 「利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない」
- ◎ 「定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする」

これらは、「放課後児童健全育成事業」を担うすべての運営主体に適用されるものです。

学童保育は子ども・子育て支援法において、市町村事業に定められています。「安全計画」の策定に際しては、各学童保育と市町村が連携を図り、学童保育の役割を果たせる実効性のある計画とすることが重要です。

また、立案した安全計画を職員全体で共有し、折にふれてふり返り・検証を行い、子どもとともに改善に向けて取り組んでいくことが必要です。

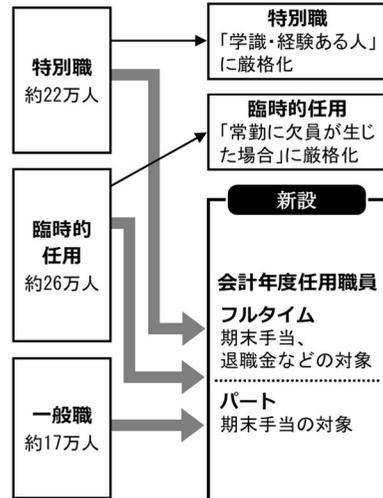
ここ数年、全国各地で自然災害があいついでいます。災害時には、市町村の基本方針をもとに、地域の特性をふまえた対応が求められますので、学童保育・保護者が協力して、市町村・学校などの関係機関・地域組織と連携した対応の仕組みを確立することが必要です。

「会計年度任用職員」制度にもなう課題

○「会計年度任用職員」とは

2017年5月17日、地方公務員法と地方自治法の一部が改定され、公布されました。改定されたのは、つぎの点です。

- ・地方公務員の特別職・臨時・非常勤職員について、特別職の任用の要件を「学識・経験のある人」、臨時的任用の要件を「常勤に欠員が生じた場合」に厳格化し、これにあてはまらないものは労働者性の高い「一般職の非常勤職員」とあわせて、新設される「会計年度任用職員」とし、採用方法や任期などを明確にすることとした。
- ・今回、多くの非常勤職員は「会計年度任用職員」へ移行され、期末手当、費用弁償等の支給ができるようになった(自治体の判断による)。ただし、雇用は1年ごとになる。



*人数は2016年4月現在

○ 公営の学童保育で勤務する指導員への影響は

地方公共団体および特定地方独立行政法人に所属して業務を行う職員である「地方公務員」の雇用形態には「任期の定めのない常勤職員」「任期付職員」「臨時・非常勤職員」などがあります。そして「臨時・非常勤職員」には、業務内容や任期などによって「特別職非常勤職員」「一般職非常勤職員」「臨時的任用職員」の3つの類型がありました。公営の指導員が「任期の定めのない常勤職員」に位置づけられている地域はごくわずかですが、多くが「臨時・非常勤職員」として勤務していました。

2020年4月から、非正規公務員の地位を安定させるねらいで「会計年度任用職員制度」が導入されました。これにより、各自治体の判断で異なっていた「臨時・非常勤職員」の任用などに関する制度が統一化されました。おおまかな変更内容はつぎのとおりです。

- ◇「特別職非常勤職員」の要件を「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行うもの」、
 - 「臨時的任用職員」の要件を「常勤職員に欠員が生じた場合」に厳格化する。
 - ◇これ以外の者は、新設された「フルタイム会計年度任用職員(7時間45分勤務)」「パートタイム会計年度任用職員(7時間45分未満の勤務)」のいずれかに、自治体の判断で位置づける。
- なお、「会計年度任用職員」は期末手当、費用弁償等の対象とすることができるが、雇用は1年ごと(ただし、再度の任用も可)。

自治体は2019年度中に、公営の学童保育に勤務する「臨時・非常勤職員」の指導員の雇用形態を判断して位置づけなおしました。実際には各地域により判断はさまざまで、「これまでは臨時的任用職員を配置していたが、有資格者を自治体の採用試験を行い、正規職員として配置する」自治体がある一方、これを機に「期末手当が支給されることにともなって、月額賃金が引き下げられた」「午前中の勤務時間削減が提案された」「他職種の非常勤職員との均衡を理由に、独自に確立してきた指導員の処遇が引き下げられた」、さらには「事業に係る負担の軽減を理由に外部委託を進めている」などの自治体もありました。このほかにも、1年ごとの採用が厳格化され、年度末で仕事を打ち切られる、再度の任用に年数の上限を設けるなどの事態が相次ぎました。

総務省からは、2019年12月20日付で自治行政局公務員部公務員課課長通知「会計年度任用職員制度の施行に向けた留意事項について(通知)」が発出されています。

国の「省令基準」と「運営指針」に示された内容を子どもたちに保障するためには、「保育時間前後に、必要な準備を行うことを勤務時間に位置づける」「子どもとの安定的な関わりが継続できるよう、指導員の長期的に安定した雇用を確保する」ことが実現できる雇用形態となるよう、働きかけていくことが必要です。

*総務省から「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル第1版」「第2版」やQ&A、通知が出されています。くわしくはそちらを参照してください。

○ 総務省による「地方公務員の臨時・非常勤職員に関する調査」と通知

全国連協の2024年5月1日現在の調査では、公営の学童保育は、37,094支援の単位のうち、9,638支援の単位で、全体の26.0%でした。ちなみに、10年前の2014年は全体の38.8%、20年前の2004年は全体の47.3%でした。

地方公務員の臨時・非常勤職員である指導員は相当数いましたが、これまで、総務省の「地方公務員の臨時・非常勤職員に関する調査」の、調査対象になったことはありませんでした。会計年度任用職員制度導入に向けた基礎調査でも調査対象になっていません。

総務省では、2020年4月1日時点の「地方公務員の臨時・非常勤職員に関する調査」において、はじめて「放課後児童支援員資格を有する者で学童保育業務に従事する者（いわゆる補助員は対象外）」について、人数、勤務時間、給料（報酬）額等を調査しました。

2021年4月1日時点の「会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査」は、下記の部門・職種が対象でした（統計表は、政府統計ポータルサイトのe-Statで閲覧できます）。

一般行政部門 一般事務職員／保育所保育士／技能労務職員／放課後支援員／給食調理員
教育部門 教員・講師／一般事務職員／技能労務職員／給食調理員／図書館職員
警察部門 一般事務職員
消防部門 一般事務職員
公営企業部門 一般事務職員／看護師／技能労務職員

また、総務省からは、2022年1月20日付で自治行政局公務員部長通知「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」が発出されました。

この通知は、2020年12月21日付の自治行政局公務員部長通知「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」を、2021年4月1日時点の「会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査」もふまえて補強するものです。「『空白期間』の適正化」「適切な給与決定」「適切な勤務時間の設定」「適切な休暇等の設定」について示され、問題点について適正化するよう指摘も行われています。

さらに、総務省は、2022年4月1日時点の「会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査」をもとに、2022年12月23日付通知「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」を発出しています。前回あった「適正な休暇等の設定」以外の4点について再度注意喚起し、「会計年度任用職員に係る手当については、勤勉手当の支給について検討を行い、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる」追記しています。

総務省としても、各都道府県知事・各指定都市市長・各人事委員会委員長に向けて非正規公務員の雇用のあり方に対して注意喚起を行っていることがうかがえます。

○ 専門性がいかされない非正規公務員の雇用のあり方

地方自治体で働く非正規公務員は、上記のような職種に就いていて、専門知識や経験が必要な職務を担っているにもかかわらず賃金水準が低いという実態があります。

この制度は、2020年12月21日付の総務省自治行政局公務員部長通知「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」において、「適切な募集・任用の実施」として、「会計年度任用職員の募集に当たって、任用回数や任用年数、年齢等により一律に応募要件に制限を設けることは、平等取扱いの原則や成績主義の観点から避けるべきものであり、均等な機会の付与の考え方を踏まえた募集について、適切な措置を講ずること」とありますが、前述した「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」Q&Aで雇用契約の更新を「原則2回まで」と明示したため、3年目である2022年度末に多くの自治体で「雇い止め」が起こる可能性があります。

た。2023年度に公営から企業委託への変更が進められる地域が増えたのは、こうした問題が背景にあると考えられます。

2023年の第211回国会において、「地方自治法の一部を改正する法律」が可決されました。これを受け、総務省は、2023年5月8日付で、「地方自治法の一部を改正する法律公布及び施行について」の総務大臣通知を发出しています。この通知の項目「第二」には、「地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げるパートタイムの会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することができるものとされたこと」「(略)フルタイムの会計年度任用職員については、(略)勤勉手当は支給しないことを基本とすることとしているところではあるが、改正法の施行にあわせて今後マニュアルを改訂することを予定していること」とあり、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する事項が示されました。

同年10月20日の閣議決定を受け、同日に総務副大臣通知として「地方公務員の給与改定等に関する取り扱いについて」が发出されました。「第3 その他の事項4」では、「(略)なお、『地方自治法の一部を改正する法律(会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給関係)の運用について』(令和5年6月9日付け総行給第29号・総行女第12号)を踏まえ、令和6年度から、対象となる職員に、勤勉手当を適切に支給すべきものであること。また、『常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取り扱いについて』(令和5年5月2日付け総行給第21号)を踏まえ、常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与については、改定の実施時期を含め、常勤職員の給与改定に係る取り扱いに準じて改定することを基本とし、適切に対処すること」と定められました。

このことにより、これまでは期末手当のみの支給だった一時金についても、常勤職員と同様に勤勉手当が支給されることとなります。あわせて、人事院勧告で常勤職員の給与が変更になる場合には、会計年度任用職員の給与にも反映し、改定差額を遡及して支給できるような対応が自治体に求められることとなります。

ただし、会計年度任用職員の導入に伴い職務内容・勤務時間・更新のあり方・給与のあり方・一時金のあり方等が、現場の実態とかけ離れて運用されている地域も少なからずあります。今回の内容に関しても、「勤勉手当を導入するが、年収についてはこれまでと変わらない」「人事院勧告を4月に遡って実施する自治体もあれば、議会で承認された月からの反映」など、自治体による解釈や運用がさまざまとなることが懸念されます。

○ 2024年6月、総務省課長通知で国の「3年公募」を例示したか所を削除

2024年6月28日付で、総務省自治行政局公務員部公務員課長通知、「『会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル(第2版)』の改正について」が发出されました。「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル(第2版)」から、国の「3年公募」を例示したか所を削除するものです。

「令和6年6月に、国の期間業務職員について、公募によらず従前の勤務実績に基づく能力の実証により再度の任用を行うことができるのは、同一の者について連続2回を限度とするよう努めるものとする取扱いが廃止されたが、各地方公共団体において、これまでの取扱いを見直す必要があるのか」という問いに対して、「国の取扱いは例示として示していたものであり、具体の取扱いについて、各地方公共団体において、平等取扱いの原則及び成績主義を踏まえ、地域の実情等に応じつつ、適切に対応されたい」と答えています。

○ 通知の趣旨を踏まえ、自治体への理解を広げるための懇談や取り組みを

これまでの通知の趣旨を踏まえ、学童保育の役割や生活内容、指導員の仕事について、現場から自治体の担当課、人事や財務に携わる部署、議会に、理解を広げるための懇談や申し入れ、要望書の提出などの取り組みが大切です。

学童保育の「従うべき基準」の参酌化と、 「施行後3年」の見直しも「引き続き参酌」の結論

国は2014年4月に「省令基準」を公布し、これにもとづいて各市町村（特別区も含む。以下同じ）が最低基準となる条例を定めました。子どもに直接かかわる指導員の資格と配置基準については、「従うべき基準」（省令に定める基準に従い定めるもの）として定められました。

○ 地方分権改革の動きから2018年12月の閣議決定、第198回通常国会へ

一部の自治体から人手不足の解消策を基準の緩和に求める動きが生じ、2017年12月に、指導員の資格と配置基準を「廃止」または「参酌化」（参酌したうえで地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの）することの議論を、「地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る」ことが閣議決定されました。

全国連協は、子どもと生活をともにするうえで必要な専門的な知識や技能を備えた「放課後児童支援員」という資格を持つ指導員が、経験を蓄積し、子どもと安定的に継続してかかわるためには、国や自治体の基準の「緩和」ではなく、指導員が就労を継続するための条件整備と人材育成を基本とした方策が必要として、「従うべき基準」を堅持するため、さまざまな取り組みをすすめました。残念ながら、2018年11月に開催された「地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会」で、「『従うべき基準』については、現行の基準の内容を『参酌すべき基準』とする。なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」との方針案が示されました。この対応方針案は、同年12月に閣議決定され、学童保育の「従うべき基準」の「参酌化」を含む児童福祉法改定は、「第9次地方分権一括法案」として第198回国会（2019年1月28日～6月26日）で審議されました。

○ 「第9次地方分権一括法」による、学童保育の「従うべき基準」の参酌化

「省令基準」策定からわずか5年の2019年5月、「第9次地方分権一括法」が成立し、児童福祉法の改定により、指導員の資格と配置基準は参酌化され、2020年4月1日に施行されました。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第9次地方分権一括法）
(2019年5月31日成立)

第9条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部を次のように改正する。

第34条の8の2 第2項中『放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については』を削る

附則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。3 第2条、第4条、第9条及び第12条の規定並びに附則第5条及び第6条（第1号に掲げる改正規定を除く。）の規定 平成32年4月1日（放課後児童健全育成事業に関する検討）

第5条 政府は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行後3年を目途として、第9条の規定による改正後の児童福祉法の規定の施行の状況について児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業の適切な実施並びに当該放課後児童健全育成事業の内容及び水準の向上を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

衆議院地方創生に関する特別委員会、参議院内閣委員会で議論され、付された附帯決議のうち、学童保育にかかわる内容はつぎのとおりです（衆議院と異なる部分に下線を付します）。

* * *

- 1 放課後児童健全育成事業については、子どもの安全や同事業の質が十分に確保されるよう、地方公共団体等に周知徹底すること。また、子どもの安全等が損なわれるおそれがあると認める場合には、国は当該地方公共団体に対し、適切な助言を行うこと。
- 2 放課後児童健全育成事業の見直しに関する検討を行うに当たっては、市町村、同事業の従

事者、保護者等の意見を幅広く聴取するとともに、市町村による条例の改正状況や同事業の運営状況等に関する実態調査を継続的に実施すること。なお、実態調査（については、法令上に規定された基準等に基づく調査を行うとともに、）の実施結果等について、適切な情報開示を行い、説明責任を果たすこと。

- 3 放課後児童健全育成事業の利用者の増加に伴う待機児童の解消のため、放課後児童支援員等の処遇改善等による人材の確保や、関係施設の整備等に対し、十分な財政措置を講ずること。また同事業に係る既存の国の支援策について、その利用が促進されるよう地方公共団体に対する周知徹底を図ること。
- 4 放課後児童健全育成事業について、厚生労働省が同事業の従事者や保護者のための相談窓口を設けるとともに、当該窓口における意見等を踏まえ、地方公共団体に対し、報告聴取、情報提供及び助言を行うことも含め、事業の適切な運営を確保するための措置を講ずること。

○ 経過措置後の資格の取り扱いについて

「省令基準」は附則で「（職員の経過措置）第2条 この省令の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中『修了したもの』とあるのは、『修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）』とする」と定めていました。これは、2020年3月31日までは、「認定資格研修」を受講する前であっても、基礎要件のいずれかに該当して「修了することを予定している者」を有資格者とみなすことを意味しています。

この経過措置は本来、十分な人数の現任の指導員が「認定資格研修」を受講し、その後、就労を継続することによって基準を満たすことを前提として設けられたものです。経過措置の終了時点で、十分な人数の指導員が「放課後児童支援員」となり、就労が継続できていれば、学校長期休業期間中の1日保育も含めて開所時間のすべてに有資格者を配置することができます。ただし、学童保育の新設や、学卒者の新規採用、退職による欠員を補う対応が必要です。

全国連協では、現行の資格制度および配置基準を堅持したうえで、経過措置の終わる2020年4月1日からも学童保育を運営するためには有資格者の配置が必要なこと、現任指導員が資格取得したのち、就労を継続することが重要なことを前提に、「大学等での養成課程による資格取得の仕組みができるまでの間、採用後すみやかに『認定資格研修』を修了することを前提として、有資格者としてみなすこと」を厚生労働省に要望しました（2021年8月26日提出の要望書）。

厚生労働省は「省令基準」の内容は変えず、「基礎資格を有する研修未受講者は参酌化施行後3年の見直しまでの間（令和4年（2022年）度末まで）に研修修了を予定している者も、補助要綱上は放課後児童支援員とみなし、これまでと同様に補助」するとしてしました。

○ 基準の参酌化に伴う職員配置等に応じた補助基準額の設定

「従うべき基準」の参酌化に伴い、2020年度から国の補助金のうち運営費には、職員配置等に応じた補助基準額が設定されました。補助基準額は【資料9】を参照してください。

- ① 原則、「省令基準」どおり、職員を配置した場合
- ② 有資格者1名のみ配置した場合
- ③ 無資格者を複数配置した場合
- ④ 無資格者を1名のみ配置した場合

なお、利用している子どもの安全確保方策を条例などで規定していて、児童数が20人未満になる時間帯や曜日だけ、職員の1名配置や、無資格者のみの配置を認めるとしている場合も、①の基準額となります。つまり、これは、子どもの人数が少ない時間帯は地域の実情を優先（人手不足をそのままに）し、子どもの安全や安心のために必要な保育体制を緩和する、指導員の1名配置や無資格者の配置を許容するということです。

参酌化以前から、「省令基準」では「20人未満」の学童保育には「放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない」（第10条4項）と特例措置が設けられていました。

子ども集団の規模は「おおむね40人以下」（第10条4項）、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする」（第10条2項）と定められていますが、このたび国が補助基準額

の考えを示したことにより、子ども20人に指導員1人という誤った解釈の配置基準を市町村が運用することが懸念されます。

市町村独自の指導員の資格と配置基準を設けることで、「全国一定水準の質」が担保された「放課後児童支援員」と、その市町村でしか通用しない「放課後児童支援員」が混在する事象など、子どもの安全・安心、保育の質を担保する資格制度を崩壊させる危険もはらんでいます。

○ 基準の参酌化に伴う条例改定等の状況

2023年3月の全国こども政策主管課長会議の資料において、「条例改正」の状況等の調査結果が報告されています（「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の参酌化に伴う条例改正等の状況について。2022年4月1日時点。前回調査は2021年7月時点、前々回調査は2020年9月時点）。学童保育を実施している1,629自治体のうち、649自治体で「人員配置・資格要件」基準を変更しています（複数回答。前年比27増）。具体的な改正内容はつぎのとおりです。

- ・ 放課後児童支援員（以下、支援員）等の員数に関する改正……64自治体（前年比20増）
- ・ 支援員の資格要件に関する改正……11自治体（前年比増減なし）
- ・ 「放課後児童支援員認定資格研修」修了要件の経過措置延長……622自治体（前年比17増）
- ・ 職員の専任規定に関する改正……2自治体（前年比1減）

放課後児童支援員等の員数について、国の基準（放課後児童支援員の複数配置が原則）とは異なる規定を設けた64自治体の基準内容と自治体数の内訳はつぎのとおりです。

- ・ 支援員の1人配置を可とする……46自治体（前年比14増）
- ・ 補助員の2人以上を可とする……5自治体（前年比1増）
- ・ 支援員を置かず補助員の1人配置を可とする……7自治体（前年比2増）
- ・ その他……6自治体（前年比3増）

厚生労働省は、2021年3月8日付で、子ども家庭局長通知「『放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準』と異なる基準を定める場合の留意事項について」を発出し、つぎのように注意喚起しています。「事業をいかなる体制で運営する場合であっても、子どもの安全の確保について最大限留意することが必要」「必ず利用児童の安全確保方策について条例等により定めるとともに、それによる対策を講じられたい」「放課後児童支援員としての全国共通の認定資格を付与するためには、設備運営基準第10条第3項に規定する要件を満たす必要があることにご留意願いたい」。

○ 子どもを守ることにさまざまな困難が……しかし、「引き続き参酌」の結論

「指導員が一人だけで保育を行う状況が継続的にある」状態では、一人ひとりの子どもの思いに答えながら保育を行うことがむずかしくなります。また、「子どもの生活空間が狭められる」「一斉活動が増えて活動が制限される」などの状況が生まれます。なにより、「その場そのときの直接的な安全を確保すること」や「緊急時の対応」に多くの困難が生じます。

学童保育の生活のなかでは、安全の確保を必要とする場面（事故・ケガ対応や不審者の侵入防止、災害発生など）が常にあり、それに対応し得る職員体制と知識や経験に裏づけられた瞬時の判断が必要です。

さらに、大人が一人で子どもたちを見るという事態は、学童保育が「密室」となり、虐待につながるような不適切な対応が生じる危険性もはらんでいます。

「第9次地方分権一括法」には「施行後3年」の見直しを行うという附則が付されており、全国連協および地域学童保育連絡協議会を中心に国会請願署名などさまざまな取り組みを行いましたが、2023年3月、国は「引き続き参酌すべき基準とする」という結論を出しました。

これについて、「地方分権一括法により改正された人員配置・資格要件基準について」にかかわって、つぎの記述があります。「これまで三カ年にわたり、市町村における条例改正等の状況等に関する調査を行ってきたところ、放課後児童支援員等の員数について、設備運営基準と異なる規定を設けている市町村においても、（中略）こどもの安全の確保等に留意しながら、地域の実情にあわせた運営がなされていると考えられる。こうした状況や、『第138回地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会』における意見を踏まえ、本基準については、引き続き参酌すべき基準とする」。

○ 2023年度予算における「みなし」に関わる措置

放課後児童支援員の資格を取得するには、基礎資格を有したものが放課後児童支援員認定資格研修を受講し、「修了」する必要があります。

しかし、国の2023年度予算において、「① 研修計画を定める」「② 採用から2年以内に研修修了を予定している」という2つの要件を満たした場合は、研修を修了していない者も有資格者とみなすことができるものとするとの考えが示されました。この「みなし」に関わる措置は、「基礎資格があれば、研修受講が伴わず、『放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通理解』『職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識』がなくても、2年間は事業に従事できる」ことを意味しています。さらには「その状況がつづくことに年限が設けられていない」という大きな問題点があります。これは、資格の必要性が大きく揺らぐことであり、放課後児童支援員は「誰でもいい」という考え方につながる危険性をはらんでいるとも言えます。

○ 地方分権改革「地方からの提案」に学童保育の要件の緩和が……全国連協は緊急申入書提出、こども家庭庁回答により結論にいたる

地方分権改革「令和5年の地方からの提案」に「放課後児童支援員認定資格研修の免除」「基礎資格のさらなる緩和」があることを受けて、全国連協は、2023年8月22日に地方分権の内閣府特命担当大臣とこども政策の内閣府特命担当大臣宛てに「『放課後児童支援員認定資格研修の免除』と『基礎資格のさらなる緩和』に反対する緊急申入書」を提出しました。

[申し入れ内容]

1. 「子どもの最善の利益」の視点に立ち、子どもに安全・安心な生活を保障する学童保育の役割を果たすために、事業の根幹を担う専門性をもった指導員が必要です。私たちは、「放課後児童支援員認定資格研修の免除」と「基礎資格のさらなる緩和」に断固反対します。

この「提案」は、「放課後児童支援員としてのアイデンティティ」「資格の必要性」という制度の根幹を大きく揺るがすものであり、放課後児童支援員は「誰でもいい」という考え方につながる危険性をはらんでいます。研修の対象者は「認定資格研修」を通じて、放課後児童健全育成事業の専門領域を体系的に学ぶことになっているにもかかわらず、「研修の免除」や「基礎資格のさらなる緩和」を行うことは、育成支援の質の確保そのものが困難になることはもとより、子どもの安全を守ること、さらには生命をも揺るがしかねません。

「認定資格研修」は、保育士、教諭など、すでに取得している基礎資格等に応じて、研修科目の一部免除が認められています。保育士、教諭などの資格を取得するにあたっては、保育士は主に乳幼児、教諭は児童・生徒の主に学習面に関することが中心となり、小学生の放課後の生活や遊びについては、専門的に学ぶ機会はありません。また、科目の一部免除を利用した人のなかには、基礎資格取得から時間が経過している場合もあり、子どもの権利、体罰や威圧的な言動・態度などの施設内虐待、発達障害についての知識や情報が更新さないことから、現場の保育に支障をきたしている実態もあります。

これについて、こども家庭庁は2024年2月に下記のように「本提案に対する対応は困難である」という回答を出し、結論にいたりました。

都道府県等が実施する放課後児童支援員認定資格研修は、放課後児童支援員として必要な専門性に係る知識及び技能を補完するものであり、職員の質を担保するうえで重要なことから、基礎的な資格保持者に対して研修科目のすべてを免除することや、免除可能となる新たな類型の追加は考えておらず、本提案に対する対応は困難である。引き続き、職員の育成支援の質が向上されるよう本研修の推進等に努める。

人手不足の解消策を基準の緩和に求める自治体の動きは、今後も生じることが考えられます。

障害のある子どもの入所が増え、受け入れ人数に応じた指導員の加配が可能になる一方、課題も……

○ 障害のある子どもとともに

障害のある子どもへの理解と法整備が進むなかで、障害のある子どもの学童保育への入所は増えていきます。

	2018年調査	2012年調査
支援の単位数(2012年は学童保育数)	10,529支援の単位(33.7%)	8,913か所(42.8%)
障害のある子ども的人数	29,422人(2.43%)	19,639人(2.32%)
入所児童数	1,211,522人	846,967人

(全国学童保育連絡協議会・2018年実態調査より)

2004年に「発達障害者支援法」が制定され、「市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする」として、学童保育の利用の促進が盛り込まれました。

また、2016年4月1日施行の、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）により、行政機関や事業者には、障害のある人に対する「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的な配慮の提供」が求められるようになりました。この法律は、障害によるあらゆる差別を解消することを目的としています。

○ 3人以上の受け入れで、さらに1人の職員を加配、6人以上で2名の加配、9人以上で3名の加配が可能に

2008年度から専門的知識等を有する加配職員1人分の人件費補助が行われるようになり（「障害児受入推進事業」、2024年度は年額200.9万円）、2015年度からは「障害児受入強化推進事業」として、障害児を5人以上受け入れる場合はそれまでの加配職員1名にさらに専門的知識等を有する1名を追加して配置するために必要な経費が補助されることになりました。2017年度には3人以上受け入れる場合に拡充、また医療的ケア児に対する支援に専門職員（看護師等）の配置等に要する経費が補助されるようになりました（2024年度は年額406.1万円）。

そして、2022年度に「障害児受入強化推進事業」が拡充され、障害児を6人以上8人以下受け入れる場合は現行の1名（2024年度は年額205.9万円）に加え、さらに1名の職員を加配（計2名）、障害児9人以上受け入れる場合は現行の1名に加え、さらに2名（2024年度は年額411.8万円）の職員を加配（計3名）できるようになりました。

ただし、障害のある子どもが年度途中で退所するなど、「3人以上受け入れ」の状況が断続的になった場合に、「3人以上受け入れ」の期間のみが補助の対象となるので、専門的な知識などを有する指導員の人材確保・雇用継続には課題があります。

また、障害のある子どもを受け入れるために必要な施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行うための事業として、国は「放課後児童クラブ障害児受入促進事業」を設けています（2024年度は1事業所当たり年額100万円）が十分な額ではなく、学童保育の子どもの集団の規模や子ども一人当たりの広さや設備をはじめとした環境を一人ひとりが安全に安心して過ごせるものとするための仕組みが不十分です。

○ 地域の専門機関との連携により、さらに質の向上を

また、学童保育独自の施策として専門機関・専門職との連携（保育所における巡回指導等）は確立していません。子どもが心地よい生活をおくるためには、生育歴や家庭での様子を保護者と共有することや、保護者の承諾をもとに、学校や専門機関・療育機関との連携も必要です。

国が策定した「放課後児童クラブ運営指針」には、「障害のある子どもの特性を踏まえた育成支援の向上のために、地域の障害児関係の専門機関等と連携して、相談できる体制をつくる。その際、保育所等訪問支援、障害児等療育支援事業や巡回支援専門員整備事業の活用等も考慮する」（第3章2〔2〕）ことが記されています。

2016年11月16日付で、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課少子化総合対策室（当時）から「放課後児童クラブにおける障害児等療育支援事業及び巡回支援専門員整備等の活用について」という事務連絡が発出されています。

「放課後児童対策パッケージ2025」 「こども大綱」「こども未来戦略」と私たちの要望

○「放課後児童対策パッケージ2025」について

2024年12月27日付で、こども家庭庁成育局長、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長の連名通知、「『放課後児童対策パッケージ2025』について」が发出されました。「待機児童対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から令和6～7年度に集中的に取り組むべき対策として、令和5年度にお示ししたパッケージを改定したもの」とのことです。

「パッケージ2025における新規・拡充事項のポイント」として、「喫緊の課題となっている放課後児童クラブの待機児童の解消に向けた受け皿整備等に関し、引き続き『場の確保』『人材の確保』『適切な利用調整（マッチング）』に取り組みつつ、浮かび上がってきた3つの課題に対応した6つの対応策を追加して整理」したことが記されています。

3つの課題	6つの対応策
①待機児童発生状況の偏り <ul style="list-style-type: none"> ・長期休業前に多くの待機児童が発生（時期） ・特に必要性が高い小1の待機児童の発生（学年） ・一部の自治体において特に発生（地域） 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 夏季休業期間中等の開所支援。 2. 特に就学にあたっての不安が大きい小学校新1年生の待機の解消。 3. 待機児童数の多い自治体に向け、民間の新規参入支援、人材確保策の実施、待機児童に対する預かり支援を行う等のモデル事業等を展開。
②補助事業の未活用等 <ul style="list-style-type: none"> ・様々な補助メニューの一層の周知が必要。 ・安全対策のための定員管理の必要。 	<ol style="list-style-type: none"> 4. 待機児童数の多い自治体について、補助事業の丁寧な周知を図るとともに、補助事業の活用状況を含めた取組状況や待機児童の状況の詳細を公表。 5. 緊急的に受け入れ増に至った場合の安全対策について更なる方策の検討等。
③関係部局間・関係者間の連携 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉部局・教育委員会間の連携が不十分で、放課後児童クラブ・学校関係者の一層の連携協力が必要。 	<ol style="list-style-type: none"> 6. 運営委員会や総合教育会議の活用促進、学校施設活用際に教師の負担を生じさせることのない管理運営等の好事例の共有。

「放課後児童対策パッケージ」概要版より

「6つの対応策」に関連して示されている具体的な方策について、私たちの考えを以下に述べます。

【1（1）4）① 夏季休業期間中における放課後児童クラブの開所支援【拡充】、② 年度前半の放課後児童クラブの開所支援のあり方の検討】

こども家庭庁が2023年度に行った放課後児童クラブの実施状況調査では、2023年5月1日時点の登録児童数に加えて、同年10月1日時点での実施状況もはじめて調べました。その結果、約5万8,000人（速報値）が年度の途中で退所していることがわかりました。

この結果を、「年度前半に利用ニーズが高い」と解釈したこども家庭庁は、「放課後児童対策パッケージ」（2023年12月）で、「年度前半や夏季休業中のみ放課後児童クラブの開所支援のあり方を検討する」としています。

中途退所の問題については本来、学童保育を必要とする子どもが通いつづけられずに年度の途中で退所している実態を把握、分析し、改善するための課題が含まれていることへの気づきと、保育の質を向上させるための方策が必要です。

こども家庭庁が実施状況を年度内に複数回調査したことは評価できるものの、その結果のとらえ方やその先の議論の方向性が、一時的な期間の対応のみを検討するものとなっていることは、学童保育本来のあり方から見て、注視する必要があります。

学童保育は子どもにとって、年間をとおした「生活の場」であることから、指導員による「生活の連続性を意識したかかわり」が求められます。くわしくは【調査結果2】をごらんく

ださい。

このたび検討されている「夏季休業中のみ開所する学童保育（放課後児童クラブ）」については、学童保育本来のあり方、現場の実態が、議論に反映されていない印象を受けます。

今後の動向を注視するとともに、子どもたちの生活が大人の都合優先で考えられていないか、あらためて検証することが必要です。

【1（1）3）適切な利用調整（マッチング）】

「地域の実情等に応じて、在籍している小学校から離れた放課後児童クラブへの送迎を行うことにより、空き定員を有効活用し、放課後にこどもが過ごす場を確保することも有効である。／マッチングに際しては、待機児童の状況をより詳細に把握した情報を活かし、まずは就学にあたっての保護者の不安が強いと想定される小学校新1年生への対処を行うなど、不安や就労と子育ての両立の壁がより高いと想定される層への対処に留意する」ものです。

「子どもの少ない地域では、自治体のバスなどを活用して校区に関係なく希望者は学童保育を利用しているので、未設置ではない」という解釈の自治体もありますし、国も「放課後児童クラブ送迎支援事業」「放課後児童クラブ利用調整支援事業」を予算化していますが、学童保育は、子どもの生活圏である小学校区内にある必要があります。学校の友達といっしょに通えるなど、日常的に仲間とかかわれることが学童保育に通いつづけるための大きな要素となるため、学区域を超えるのは子どもにとって負担になる場合があります。

【1（1）1）⑦ 民間事業者による放課後児童クラブへの参入支援【新規】】

民間企業が運営している学童保育の多くは、市町村からの委託、指定管理者制度で代行して運営されています。なかには、「市町村は委託先の保育内容を指導したり、職員の人事に関与したりする立場にない」と認識しているところもありますが、「委託」は、市町村が実施する責任を持つ事業を事業者に依頼して運営することですので、これは誤った認識です。ある市町村では、これまで公営で運営していて、新設の学童保育は民間委託とする方針を持つなかで、委託先についても現場を熟知している地方公務員の指導員が、保育観察を行い、職員からの相談も受けています。

企業参入の移行時に「民間に任せれば効率的になってサービスの質があがる」と強調されることがあります。ある市町村では、「公営の学童保育の終了時刻は18時であるが、委託先は19時まで延長する」など、あえて差別化することで、民間委託を促進したところがあります。

「保育内容は企業秘密」との考え方のもと、それぞれの現場での指導員の子どものかかわりを、職場を超えて交流することを禁止しているところもあります。

企業に委託された結果、事業予算（それまではすべて学童保育運営に使われてきた）の一部を企業に還元（株主配当など）するために、人件費が削減されるなどの影響が出ることが少なからずあります。企業が参入しても利益が得られなければ、サービスの質（この場合は保育の質）あるいは労働者（この場合は指導員）の待遇が悪化するか、もしくは早々に運営から撤退することもあり得ます。学童保育の趣旨や理念とはまったく異なる考え方に基づいた企業の参入を危惧します。学童保育の公共性・公務性を重視し、学童保育当事者の願いや行政の公的責任を確かめることが重要です。【調査結果6】もごらんください。

【1（1）2）③ 放課後児童クラブに従事する職員の確保支援【新規】】

「放課後児童クラブに従事する職員を確保するために、事業の魅力発信を向上させる先駆的な取組等に必要な経費の補助を行うことにより、自治体における人材確保を促進する」ものです。働き方や処遇の改善に着手せず、人材を確保しようとしても、なり手がいないのは当然です。こども家庭庁が2024年度に行った放課後児童クラブの実施状況調査では、放課後児童クラブに従事する職員の数は20万0,787人、そのうち「認定資格研修」を修了した数は10万5,238人です。「認定資格研修」を修了して有資格者となった指導員が就労継続できるための制度の拡充が必要です。指導員の育成・定着に向けた方策として、パッケージにあげられた「放課後児童クラブにおける常勤職員配置の改善」「放課後児童クラブに従事する職員に対する処遇改善」を優先して、指導員の処遇改善をすすめることが必要です。

〔1（2）1）⑤ 放課後児童クラブ待機児童への預かり支援実証モデル事業【新規】〕

「待機児童に対して、開所日数や開所時間等が放課後児童クラブと同程度の預かり支援を行う事業の検討や実証等に係る経費を補助する」ものです。私たちは、ようやく制度化され、常に公的責任を求めてきた学童保育が、これらの預かり支援を行う事業に埋没してしまわないかを懸念します。「開所日数や開所時間等が…同程度」とされていますが、職員の資格や配置基準など保育の質の部分で、「省令基準」「運営指針」に記された内容が担保できるような仕組みなどについても言及されていません。2019年度から、「放課後居場所緊急対策事業」や「小規模・多機能放課後児童支援事業」が行われています。「放課後居場所緊急対策事業」は、選択肢を広げる目的で創設したが、2023年の実施状況は、か所数としては2桁（申請ベース）だったそうです。

〔1（1）3）① 正確な待機児童数把握の推進、待機児童の詳細の公表【一部新規】〕

「利用ニーズの正確な把握のため、待機児童の具体的な状況（学年、放課後児童クラブ以外の居場所の有無）等を明らかにする」ものです。

〔1（1）5）① 待機児童が多数発生している自治体への支援【一部拡充】〕

「待機児童が多数発生している自治体について、自治体間の情報共有を促進し取組の参考となるよう、待機児童の詳細な状況と合わせて、各種補助事業の活用状況等、待機児童対策の取組状況も公表する」ものです。

〔1（1）4）③ 支援の単位あたりの児童数の考え方の検討【新規】〕

「待機児童が発生している状況下において、やむを得ない理由により、一時的に望ましい人数を超過した場合の考え方について整理する。その際には、利用実態を把握するとともに、よりこどもの安全確保対策に資する観点をもって検討する」ものです。1支援の単位あたりの集団規模をおおむね40人以下とされたのは、「子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模」（「運営指針」より）という理由があります。学童保育の生活のなかでは、安全の確保を必要とする場面（事故・ケガ対応や不審者の侵入防止、災害発生など）が常にあり、それに対応しうる集団の規模と職員体制が必要です。

〔1（1）1）⑤ 学校施設の積極的な活用〕

「学校教育に支障が生じない範囲で、余裕教室の活用に加えて、学校内の特別教室や学校図書館等のタイムシェアや体育館や校庭等の有効活用、廃校施設の活用を図るとともに、学校における働き方改革の観点も踏まえ、教師の新たな負担とならないよう学校施設を活用する際の管理運営上の責任体制の明確化を促す」ものです。

国はこれまで、「放課後子ども総合プラン」（2014年7月）、「新・放課後子ども総合プラン」（2018年9月）を策定し、「学校施設の徹底活用」で学童保育を増やす方針であることを示してきました。「場の確保」が「学校施設の一時的な利用（タイムシェア）」では、子どもの受け入れまでの準備に時間がかかること、原状復帰が必要であること、子どもたちの室内での過ごし方に制限があることなど、子どもに安定して継続した日々の「生活の場」を保障することができません。

こども家庭庁こども家庭審議会こどもの居場所部会（以下、部会）のもとに、2024年3月、「児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会」（以下、専門委員会）が設置され、「運営指針」の改正について論議してきました。

現行の「運営指針」の「第5章4（1）学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ」の項目には、「学校施設を活用する場合には、放課後児童クラブの運営主体が責任をもって管理運営に当たるとともに、施設の使用にあたって学校や関係者の協力が得られるように努める」との記述があります。第1回の専門委員会で、事務局であるこども家庭庁成育環境課から、ここに「特別教室のタイムシェアについて追記してはどうか」と提起がありました。

全国連協は、「全国的な標準仕様」として示された「運営指針」に「一時的」な運用である「タイムシェア」の記述が加わることは、「恒常的」な標準仕様として認めることになりかねないと懸念し、こども家庭庁との懇談や要望を行ってきました。

2024年9月17日の部会で、専門委員会での検討結果として、以下の改正案が示されました。
（【】内が変更点）。

「◎学校施設を活用する場合には、【市町村と市町村教育委員会が連携し、】放課後児童クラブの運営主体が責任をもって管理運営に当たるとともに、施設の使用に当たって学校や関係者の協力が得られるように努める。【◎専用区画を安定的に確保するまでの間、放課後児童クラブを一時的に特別教室等のタイムシェアによって運営する場合には、あらかじめ確認すべき事項について、学校等と取り決め等を行うよう努める。また、タイムシェアを行う特別教室等については、育成支援にふさわしい環境とするよう配慮すること。】」

そのほか、[2(1)①市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会の継続実施][総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討][2(1)②放課後児童対策の施策等の周知]があげられています。

○ 「こども大綱」閣議決定

こども政策の基本方針や重要事項、具体的目標と達成時期が盛り込まれる

2023年12月22日、「こども大綱」が閣議決定されました。「こども大綱」は、少子化社会対策、子ども・若者育成支援、子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成されることになっており、子ども政策の基本方針や重要事項、具体的目標と達成時期を盛り込み、おおむね5年ごとに更新されます。こども家庭庁に設けられた「こども家庭審議会」¹で審議され、同年9月29日に「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等～こども大綱の策定に向けて～（中間整理）」（以下「中間整理」）が示されたのち、「こども政策推進会議」¹¹が答申を行いました。

「こども大綱」の構成は、「第1 はじめに」「第2 こども施策に関する基本的な方針」「第3 こども施策に関する重要事項」「第4 こども施策を推進するために必要な事項」となっており、「第3 こども施策に関する重要事項」の「2 ライフステージ別の重要事項」「（2）学童期・思春期」において、「居場所づくり」についてつぎのように定義しています。

（居場所づくり）

全てのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要である。もとよりこども・若者の「居場所」とは、こども・若者が遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や時間、人との関係性全てが「居場所」になり得るものであるが、その場を居場所と感じるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるという前提に立って居場所づくりを推進する。その際、こどもの居場所を新たにつくっていくことに加え、すでにこども・若者の居場所となっている児童館、子ども会、こども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などについても、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組む。こうした点を含め、誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こどもの居場所づくりに関する指針に基づき、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進する。

全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、放課後児童クラブの安定的な運営を確保し、待機児童の早期解消を図るとともに、学校施設の利用促進の観点も含め首長部局・教育委員会等の連携を促進する等の放課後児童対策に取り組む。

○ 「こども未来戦略」閣議決定

「こども未来戦略方針」をベースに、時期、手法、金額等を具体化

2023年12月22日、「こども未来戦略」が閣議決定されました。「こども未来戦略」は、「こども未来戦略会議」¹¹¹で審議され、同年6月13日に閣議決定された「こども未来戦略方針」¹¹²をベ

ースに、時期、手法（「所要の法案を次期通常国会に提出する」など）、金額等を具体化したものです。同年12月11日に開催された、こども未来戦略会議で「こども未来戦略」案が示され、閣議決定されました。

学童保育に関わっては、「Ⅲ-1. 『加速化プラン』において実施する具体的な施策」の「2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」につぎの項目があげられています。

（４）新・放課後子ども総合プランの着実な実施～「小一の壁」打破に向けた量・質の拡充～

- ◎ 保育の待機児童が減少する一方で、放課後児童クラブの待機児童は依然として1.5万人程度存在し、安全対策についての強化が求められるなど、学齢期の児童が安全・安心に過ごせる場所の拡充は急務である。
- ◎ このため、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、新・放課後子ども総合プラン（2019年度～2023年度）による受け皿の拡大（約122万人から約152万人への拡大）を目指してきたところであるが、本年度末までにその達成が困難な状況であることを踏まえ、この目標を加速化プランの期間中の早期に達成できるよう取り組むとともに、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から、2024年度から常勤職員配置の改善などを図る。

「居場所づくり」については、別項目が立てられ、つぎのように記述されています。

（５）多様な支援ニーズへの対応～こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立支援と社会的養護・障害児・医療的ケア児等の支援基盤の充実～

（略）

- ◎ さらに、こども・若者が安心して過ごせる居場所づくりが重要となっている。「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づき、地方公共団体や民間団体における安定的で質の高い居場所の運営など、現場のニーズに応じた多様な居場所づくりを支援していく。
- （略）

○「こどもの居場所づくりに関する指針」閣議決定

2023年12月22日、「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定されました。「こども家庭審議会」が答申を行ったものです。「こどもの居場所づくりに関する指針」では、第2章で「こどもの居場所」を総論として、つぎのように定義しています（学童保育〔放課後児童クラブ〕をはじめ、個々の事業のあり方については記述がありません）。同年9月25日の「こども家庭審議会」に「こどもの居場所づくりに関する指針」の答申素案が示されていました。

こども・若者が過ごす場所・時間、人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。すなわち居場所とは、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。

こうした多様な場がこどもの居場所になるかどうかは、一義的には、こども・若者本人がそこを居場所と感じるかどうかによって決まっている。その意味で、居場所とは主観的側面を含んだ概念である。

したがって、その場や対象を居場所と感じるかどうかは、こども本人が決めることであり、そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をどのようにしていきたいかなど、こども・若者が自ら決め、行動する姿勢など、こども・若者の主体性を大切にすることが求められる。

○全国学童保育連絡協議会の要望

全国連協は、「こども大綱」の「中間整理」と「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」の答申素案（以下「答申素案」）について、こども家庭庁につぎの要望を届けました。

- ・「答申素案」では、第2章で「こどもの居場所」を総論として定義している（学童保育〔放課後児童クラブ〕をはじめ、個々の事業のあり方については記述がない）が、私たちがかねてより主張している「（学童保育では）子どもを支える大人の存在・かかわりが重要であること」「子どもとかかわる大人が専門的な知識や技能、力量、倫理観を最低限身につけるべき」などにふれられていない。
- ・「中間整理」では、学童保育（放課後児童クラブ）が「居場所づくり」の項目に含まれており、私たちは、ようやく制度化され、常に公的責任を求めてきた学童保育がさまざまな居場所づくりの事業や取り組みに埋没してしまわないかを懸念している。
- ・「中間整理」では、厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」「放課後児童クラブ運営指針」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に記された内容が担保できるような仕組みなどについても言及されていない。また、『生活の場』を保障するために求められる指導員の専門職としての力量」「保護者の参画」という視点が不足している。
- ・「常勤職員配置の改善」が掲げられた今回の予算編成に期待している。指導員が就労を継続するための条件整備と人材育成を基本とした方策の実現に向けて、お力添えを賜りたい。

ⁱ こども家庭庁設置法を根拠に、こども家庭庁において、子ども政策に関する重要事項を審議する会議。ここに、「基本政策部会」「幼児期までのこどもの育ち部会」「こどもの居場所部会」「科学技術部会」「社会的養育・家庭支援部会」「児童虐待防止対策部会」「障害児支援部会」「こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援部会」が置かれた。

のちに、「子ども・子育て支援等分科会」が追加された。主に「子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項を調査審議」とされ、2022年度まで内閣府が開催していた「子ども・子育て会議」の後継組織となる。都道府県・市町村の「地方版子ども・子育て会議」は、子ども・子育て支援法が根拠となっている。

ⁱⁱ こども基本法を根拠に、こども家庭庁において、内閣総理大臣を会長とする閣僚会議。この会議では、「こども大綱」の案を作成（事務局注：当初は2023年秋ごろ閣議決定を予定していたが、2023年内をめどに答申が行われると、時期が先送りにされている）し、こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進し、関係行政機関相互の調整などを行う。また、各省の局長級らで構成される幹事会も設置される。

ⁱⁱⁱ 内閣官房全世代型社会保障構築本部の下で、内閣総理大臣を議長とする会議体。全世代型社会保障改革担当大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）、内閣官房長官のほか、総務・財務・文部科学・厚生労働・経済産業・国土交通の各大臣に、子育て当事者、経済、社会保障の専門家、経済団体、労働組合、自治体の代表者らで構成されている。

^{iv} 2022年度末に「こども政策の強化に関する関係府省会議」でまとめた「こども・子育て政策の強化について（試案）～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～」をもとに、各項目の優先順位や財源の確保策を議論し、同年6月13日に閣議決定されたもの。

学童保育の充実で子どもたちに豊かな放課後を ～公的責任で学童保育の施策拡充を求める提言～

2022年11月17日
全国学童保育連絡協議会

私たち全国学童保育連絡協議会は、学童保育の保護者と指導員でつくる都道府県の連絡協議会で組織する団体です。「安心して働きつづけたい」「子どもに豊かな放課後や学校休業日（以下、放課後）を過ごさせたい」という保護者の切実な願いから学童保育は生まれ、私たちは1967年に結成して以来、50年以上にわたって活動を続けています。

長年にわたる保育実践と運動から私たちが確信を持っているのは、学童保育は、保護者の働きつづけること・子どもを育てることへの思いと選択に基づき、指導員のかかわりをよりどころとして、子ども自らが進んで通いつづける、安心して過ごせる充実した毎日の「生活の場」であるということです。私たちは、子どもにとって放課後とはどのような時間なのか、その時間を支える大人（指導員や保護者、地域の人々）が大切にしたい視点とは何かを確かめ、「子どもの最善の利益」を考え、「子どもの権利」を保障するための取り組みをつづけてきました。保護者にとっては、子どもが学童保育で毎日継続した生活をおくることは大きな安心と支えにつながります。「権利としての学童保育」が保障されることは社会的な課題です。

現代日本社会にあって学童保育が果たしている役割は大きく、就労等により学童保育を利用する保護者の安心、子どもの成長・発達にとって欠かすことのできない事業として位置づいています。さらに、これまで私たちが経験したことのない「新型コロナウイルス感染症」拡大で学童保育が社会的機能として生活の維持に欠かすことのできない施策であることもいっそう明らかになりました。この2年半の間、全国の学童保育は感染症拡大防止に努めながら子どもの安全を確保すること、子どもの情緒の安定をはかること、生活環境の変化に伴う家庭の養育基盤の弱まりや虐待の予防・対応なども行い、コロナ禍にあって、「孤独」「孤立」になりがちな子ども・働く保護者をつなぐ社会的役割を担いつづけています。

本来求められる学童保育の役割を果たすには、制度的に不十分な現状の改善と、感染症をはじめ、非常時・災害時にあっても、子ども、保護者にとって安全で安心できる学童保育を実現することが求められます。

2023年4月にこども家庭庁が創設されること、厚生労働省社会保障審議会児童部会「放課後児童対策に関する専門委員会」が2022年6月に4年ぶりに再開されたこと、全国学童保育連絡協議会が取り組んできた「学童保育（放課後児童健全育成事業）の拡充を求める」国会請願署名が全会一致で採択されたことから、私たちは学童保育が本来の役割を果たし、さらに充実・発展するよう以下の提言を行います。

- 1. 国や市町村の基準を順守して、「放課後児童クラブ運営指針」にもとづく質の確保を**
 - 子どもの命と安全を守るうえで欠かせない国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」と「放課後児童クラブ運営指針」に基づく、学童保育の「全国的な一定水準の質」を確保できる仕組みをまずは早急に実現することが必要です。
 - そのための財政措置の大幅増額、国の負担割合の嵩上げなど、実施主体である市町村がその責任を果たすため、「量の拡充と質の向上」ができる仕組みづくりを推進することが必要です。
- 2. 市町村の実施責任を明確にし、事業の根幹を担う専門性を持った職員の専任・常勤・複数体制の実現を**
 - 実施主体である市町村の責任を「利用の促進の努力義務」ととどめることなく、市町村に実施責任があることを明確にする児童福祉法に改定することが必要です。
 - 子どもたちの「生活の場」を保障するという学童保育の役割を明確にし、学童保育の必要性および待機児童の定義を明確にすることが必要です。

- 待機児童の受け皿を、「学習・体験活動の場」である「放課後子供教室」などに求めるのではなく、学童保育を必要とする子どもが入所できるよう、学童保育を計画的に整備することが必要です。
- 子どもと生活をともにするうえで必要な専門的な知識や技能、そして倫理観を備えた「放課後児童支援員」という資格をもつ指導員が、専任・常勤・複数体制で配置され、経験を蓄積し、子どもと安定的に継続してかかわれるようにするための条件整備と人材育成を基本とする方策が必要です。
- 「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」「放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）」（2022年2月からの「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」の後継）等を活用し、すべての自治体で指導員の処遇改善がすすめられることが必要です。現場からは、これらの各種事業によって、指導員に専門職としての自覚が生まれ、指導員の定着につながっているとの声を聞いています。
- 現行の「放課後児童支援員認定資格研修」が、当初掲げた趣旨・目的を達成できるよう、適切な実施主体および委託先、講師の選定、研修教材の選定が必要です。

3. 子どもの育ちを保障してきた学童保育の実績を信頼し、施策に当事者の声の反映を

- 子どもの育ちには、子どもや家庭の実態と願いに応じた、地域の住民や文化との多様で豊かなかかわり、施設や事業が求められます。学童保育はこれまで、地域のさまざまな場所や施設、たとえば、地域の児童館や児童遊園、図書館や公民館などの社会教育施設などを活用することを通じて、豊かな活動を行ってきました。子どもの生活が、学童保育の施設内や学校内だけで完結することなく、地域に根ざしていることが日常であるとともに、それぞれの施設や事業内容、取り組みの役割や理念をお互いに尊重しながら、連携できるよう、施策に当事者の声を反映させることが必要です。
- こども家庭庁創設にあたり、学童保育は児童館や青少年センター、こども食堂、学習支援の場などとともに、「成育部門」の「相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり」に位置づけられています。一方、保育所は「就学前の全てのこどもの育ちの保障」に位置づけられています。学童保育は、子どもにとって「居場所」という位置づけだけではなく、安心して過ごせる継続的な「生活の場」であるとともに、成長・発達の場であり、人格の形成をめざす一助ともなっています。学童保育にも「育ちの保障」という位置づけが必要です。
- こども家庭庁の主な事務に、「支援部門」として、児童虐待防止、いじめ防止及び不登校対策、子どもの貧困対策、ひとり親家庭の支援、障害児支援があります。学童保育ではかねてより、これらも視野に入れた保育実践を行ってきました。指導員はそのための知識や技能を身につけ、専門性を高めるべく、資格付与の研修をはじめ、さまざまな場で学びつづけてきました。これらは直接的には虐待、貧困の解決につながるかもしれませんが、保護者の就労等を保障すること、保護者が子どもに接するときの気持ちのゆとりが生まれるよう働きかけることで、問題の予防や解決の一助となり、関係機関につなぐ役割を果たすことができます。子どもの育ちを保障してきた学童保育の実績を信頼し、施策に学童保育関係者の声を反映させることが必要です。

4. 第208回国会で採択された「学童保育（放課後児童健全育成事業）の拡充を求める請願」は国の責任で具体化を

- 全国学童保育連絡協議会が取り組んできた「学童保育（放課後児童健全育成事業）の拡充を求める請願」は、第208回通常国会で、衆・参あわせて124名の紹介議員を通して116,303筆が受理され、全会派一致で採択されました。立法府での決定を受けて、行政府が、指導員の資格、配置基準、広さ、子ども集団の人数規模等の国の基準を拡充し、それを実現するための予算を投入することで、現状を早急に改善することが必要です。そのことが、「新型コロナウイルス感染症」対策の徹底と、さらには新興感染症にも対応することにつながります。

国の学童保育の2024年度予算

学童保育への国の補助金は、必要経費の2分の1を保護者が負担することを前提に決められており、残りの2分の1を、基本的には国と都道府県と市町村（特別区を含む）が各3分の1ずつ負担することになっています（「補助率3分の1」と言います）。

学童保育は2015年4月から、「子ども・子育て支援法」に定められた「地域子ども・子育て支援事業」の13事業のうちの一つに位置づけられ、その予算は内閣府から「子ども・子育て支援交付金」として市町村に交付されています。

また、運営費の補助額は学童保育の子ども集団の規模、開所日数や時間などによって、「支援の単位」ごとに決められます。

こども家庭庁が2023年12月に発表した資料「放課後児童クラブ関係予算案のポイント」には、2024年度の放課後児童クラブ関係予算、1,366億円の内容についてつぎのように記されています。

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。
- 実施主体：市町村（特別区を含む）※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる

以下の資料は、「放課後児童健全育成事業実施要綱」「子ども・子育て支援交付金交付要綱」「子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱」をもとに全国連協が作成しました。

1. 運営費等 1,223 億円（前年度 1,046 億円）子ども・子育て支援交付金（内閣府所管）

（1）放課後児童健全育成事業（運営費）（1支援の単位当たり年額）

- ・ 補助基準額 ※それぞれ年間開所日数 250 日以上、児童数 36～45 人の場合
 - ① 設備運営基準どおり放課後児童支援員等を配置した場合
 _____ 486.8 万円（前年度 473.4 万円）
 - ② 放課後児童支援員 1 名のみ配置とした場合
 _____ 408.8 万円（前年度 397.8 万円）
 - ③ 職員複数配置かつ設備運営基準に基づく放課後児童支援員を配置しない場合
 _____ 432.2 万円（前年度 421.6 万円）
 - ④ 職員 1 名配置かつ設備運営基準に基づく放課後児童支援員を配置しない場合
 _____ 345.2 万円（前年度 337.0 万円）

表1 2024年度 放課後児童健全育成事業の補助単価 資料：こども家庭庁発表資料をもとに全国学童保育連絡協議会事務局が作成

1 放課後児童健全育成事業（年間開所日数 250 日以上）の放課後児童健全育成事業所	
★原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員（常勤職員に限る）を2名以上配置した場合	
① 基本額（1支援の単位当たり年額）	
㊦ 構成する児童の数が1～19人の支援の単位	4,313,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数）×29,000円
㊧ 構成する児童の数が20～35人の支援の単位	6,552,000円－（36人－支援の単位を構成する児童の数）×26,000円
㊨ 構成する児童の数が36～45人の支援の単位	6,552,000円
㊩ 構成する児童の数が46～70人の支援の単位	6,552,000円－（支援の単位を構成する児童の数－45人）×75,000円
㊪ 構成する児童の数が71人以上の支援の単位	4,601,000円
② 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額）	
（年間開所日数－250日）×26,000円（1日8時間以上開所する場合）	
③ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）	
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合	（左記要件に該当する開所日数）×26,000円
④ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）	
㊦ 平日分（1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合）	「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×671,000円
㊧ 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）	「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数×302,000円
★原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員、補助員を配置した場合	
① 基本額（1支援の単位当たり年額）	
㊦ 構成する児童の数が1～19人の支援の単位	2,629,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数）×29,000円
㊧ 構成する児童の数が20～35人の支援の単位	4,868,000円－（36人－支援の単位を構成する児童の数）×26,000円
㊨ 構成する児童の数が36～45人の支援の単位	4,868,000円
㊩ 構成する児童の数が46～70人の支援の単位	4,868,000円－（支援の単位を構成する児童の数－45人）×75,000円
㊪ 構成する児童の数が71人以上の支援の単位	2,917,000円
② 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額）	
（年間開所日数－250日）×20,000円（1日8時間以上開所する場合）	
③ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）	
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合	（左記要件に該当する開所日数）×20,000円
④ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）	
㊦ 平日分（1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合）	「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×421,000円
㊧ 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）	「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数×190,000円

※構成する児童の数が10人未満の支援の単位に対する補助については以下のいずれかに該当する場合のみ行う。山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があることも家庭庁が認める場合。
 ※放課後児童支援員には、設備運営基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であつて、同条同項に規定する都道府県等が行う研修の修了を予定している者（職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなつてから2年以内に研修を修了することを予定している者（以下「研修修了予定者」という。）を含む。なお、研修修了予定者についても、要件を満たす者は常勤職員に含めることとする。

(2) 放課後子ども環境整備事業（1事業所当たり年額）

① 放課後児童クラブ設置促進事業

ア 放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要となる小学校の余裕教室、民家・アパート等の既存施設の改修（耐震化等の防災対策や防犯対策を含む。）を行った上、必要に応じ設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費（礼金・賃借料〈開所前月分〉）の補助を行う。その際に、放課後子供教室と一体的に実施する場合に必要な小学校の余裕教室の改修（耐震化等の防災対策や防犯対策を含む。）を行った上で、必要に応じ設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業の補助を行う。
〔（※）次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする〕

_____ 補助基準額：1,300万円（前年度1,300万円）
イ 開所準備経費（礼金・賃借料〈開所前月分〉）を含まない場合（アを除く）

_____ 補助基準額：1,200万円（前年度1,200万円）

ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く）
_____ 補助基準額：1,260万円（前年度1,260万円）

② 放課後児童クラブ環境改善事業

ア 放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費（礼金・賃借料〈開所前月分〉）の補助を行う事業並びに開所準備に必要な経費（礼金・賃借料〈開所前月分〉）の補助を行う。
〔（※）次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする〕

（ア）小学校の空き教室を活用して放課後児童健全育成事業所を設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合 _____ 補助基準額：200万円（前年度200万円）

（イ）幼稚園、認定こども園等を活用する場合
_____ 補助基準額：500万円（前年度500万円）

イ 開所準備経費（礼金・賃借料〈開所前月分〉）を含まない場合（アを除く）
_____ 補助基準額：100万円（前年度100万円）

ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く）
_____ 補助基準額：160万円（前年度160万円）

③ 放課後児童クラブ障害児受入促進事業

既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合において、障害児を受け入れるために必要な改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業の補助を行う。

_____ 補助基準額：100万円（前年度100万円）

④ 倉庫設備整備事業

放課後児童健全育成事業を新たに小学校の余裕教室等において実施するため、教材等の保管場所として使用されている余裕教室等に代わる保管場所の確保に必要な倉庫設備の整備を行う事業の補助を行う。 _____ 補助基準額：300万円（前年度300万円）

(3) 放課後児童クラブ支援事業（1支援の単位当たり年額）

① 障害児受入推進事業

放課後児童健全育成事業における障害児の受入れを推進するため、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置する事業の補助を行う。

_____ 補助基準額：200.9万円（前年度200.9万円）

② 放課後児童クラブ運営支援事業〔（※）次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする〕

ア 賃借料補助…放課後児童健全育成事業を、学校敷地外の民家・アパート等を活用して、平成27年度以降に新たに実施した、又は実施する場合に必要な賃借料（開所前月分の賃借料及び礼金を含む）の補助を行う。

_____ 補助基準額：337.4万円（前年度306.6万円）

イ 移転関連費用補助…学校敷地外の民家・アパート等から、児童の数の増加に伴い、より広い場所に移転することで受入児童数を増やす場合は、防災対策としてより耐震性の

高い建物に移転する等の場合に、その移転に係る経費（移転前の実施場所に係る原状回復費を含む。）の補助を行う。 ————— 補助基準額：250万円（前年度250万円）
ウ 土地借料補助…学校敷地外の土地を活用して、放課後児童健全育成事業を新たに実施する際に必要な土地借料の補助を行う。 — 補助基準額610万円（前年度610万円）
・補助対象：施設整備費の対象となる市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人、特別法人、株式会社、NPO法人等以外の民間団体等

③ 放課後児童クラブ送迎支援事業

授業終了後の学校から学校敷地外の放課後児童クラブへの移動時や、放課後児童クラブからの帰宅時に、地域において子どもの健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等による児童への付き添いや、バス等による送迎の補助を行う。

————— 補助基準額：53.6万円（前年度52.1万円）

(4) 放課後児童支援員等処遇改善等事業（1支援の単位当たり年額）

保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育所の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを円滑に利用できるように、18時半を超えて開所する放課後児童クラブにおいて、

① 家庭、学校等との連絡及び情報交換等を行い、いずれかの業務に従事する職員（※1）を配置する場合に、当該職員の賃金改善に必要な経費の補助を行う。

※1 職員は当該全ての業務の主担当でなくともよい

② または、①に加え、地域との連携、協力等を行い、いずれかの業務に従事する職員（※2）を配置し、うち1名以上を常勤職員（※3）とする場合に、当該職員の賃金改善経費を含む常勤職員を配置するために必要な経費の補助を行う。

※2、3 職員及び常勤職員は①の業務や地域との連携協力等全ての業務の主担当でなくともよい。

補助基準額：①167.8万円（前年度167.8万円）、②315.8万円（前年度315.8万円）

(5) 障害児受入強化推進事業（1支援の単位当たり年額）

障害児受入推進事業による職員1名の加配に加え、障害児3人以上の受入を行う場合に、追加で職員1名を加配するための経費の補助を行うとともに、医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員（看護師等）の配置等に要する経費の補助を行う。

① 障害児を3人以上受け入れる場合

ア 障害児を3人以上5人以下受け入れる場合

————— 補助基準額：205.9万円（前年度200.0万円）

イ 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合

(ア) 職員を1人配置 ————— 補助基準額：205.9万円（前年度200.0万円）

(イ) 職員を2人以上配置 ———— 補助基準額：411.8万円（前年度400.0万円）

ウ 障害児を9人以上受け入れる場合

(ア) 職員を1人配置 ————— 補助基準額：205.9万円（前年度200.0万円）

(イ) 職員を2人以上配置 ———— 補助基準額：411.8万円（前年度400.0万円）

(ウ) 職員を4人以上受け入れる場合

————— 補助基準額：617.7万円（前年度600.0万円）

② 医療的ケア児を受け入れる場合

(ア) 看護職員等を配置 ————— 補助基準額：406.1万円（前年度406.1万円）

(イ) 看護職員等が送迎支援等を実施

————— 補助基準額：135.3万円（前年度135.3万円）

(6) 小規模放課後児童クラブ支援事業

19人以下の小規模な放課後児童健全育成事業所に放課後児童支援員等を複数配置するための補助を行う。 ————— 補助基準額：64.3万円（前年度62.5万円）

(7) 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業（1事業所当たり年額）

要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその保護者）の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置するための補助を行う。

補助基準額：136.9万円（前年度133.0万円）

(8) 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業（1支援の単位当たり年額）

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や子どもが学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要となる費用の補助を行う。

補助基準額：150.0万円（前年度145.1万円）

(9) 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業

放課後児童クラブが第三者評価機関による評価を受審するために必要となる費用の補助を行う。

補助基準額：30.0万円（前年度30.0万円）

(10) 放課後児童クラブ利用調整支援事業（1市町村当たり年額）

放課後児童クラブを利用できなかった児童等に対する、他の放課後児童クラブや児童館などの利用あっせん等を行うために必要となる費用の補助を行う。

補助基準額：425.8万円（前年度411.3万円）

(11) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員について、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に必要な経費の補助を行う。

① 放課後児童支援員を対象に年額13.1万円（月額約1万円）

② 経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を終了した者を対象に①と合わせて年額26.3万円（月額約2万円）

③ ②の条件を満たす経験年数が概ね10年以上の事業所長（マネジメント）的立場にある放課後児童支援員を対象に②と合わせて年額39.4万円（月額約3万円）

※1支援の単位あたりの基準額は、91.9万円を上限とする

(12) 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）

支援の単位ごとに次により算出された額の合計額

11,000円×賃金改善対象者数（※）×事業実施月数

※「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。当該年度において、賃金改善が行われている又は賃金改善を行う見込みの職員数により算出すること。

ただし、新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金改善対象者数に反映し、算出すること。なお、補助基準単価には、当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含んでいる。

2. 施設整備費 143 億円（前年度 159 億円）子ども・子育て支援整備交付金（内閣府所管）

(1) 創設及び改築

市町村が、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画に位置付けた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。また、待機児童が発生している市区町村等における施設整備費の国庫補助率高上げを継続する。

実施主体：市区町村

補助対象事業者：市区町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人、株式会社、NPO法人等
ア 学校敷地内で放課後子供教室と一体的に実施する場合：6259.6万円（前年度6259.6万円）〔※次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕

イ 学校敷地外で地域のこどもと共に過ごし交流する場を一体的に整備する場合：6259.6万円（－）

ウ 上記以外の場合：3129.8万円（前年度3129.8万円）

エ 賃借料加算：727.1万円（前年度727.1万円）

オ 特殊付帯工事費：1883.3万円（前年度1883.3万円）

- カ 解体撤去工事費：166.1万円（前年度166.1万円）
- キ 仮設設備整備工事費：247.3万円（前年度247.3万円）

（2）拡張

次のいずれかに該当する整備を対象とする。ただし、一の支援の単位の児童数が71人以上である放課後児童クラブの整備は補助の対象外とする。

- ア 受け入れる児童の増を図るために、既存の放課後児童クラブの延面積の増加を図る整備。
- イ 既存の放課後児童クラブが狭隘であるため、受け入れる児童の増は行わずに、既存の放課後児童クラブの延面積の増加を図る整備。
- ウ 既存の放課後児童クラブに児童の体調が悪い時などに休息するための静養スペースがないため、既存の放課後児童クラブの延面積を増加させて、新たに静養スペースを設ける整備。
 - ・ 本体工事費 地方厚生（支）局長が認めた金額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。学校敷地内の場合は3129.8万円、それ以外の場合は1564.9万円。
 - ・ 賃借料加算 727.1万円（前年度727.1万円）
 - ・ 特殊付帯工事費 1883.3万円（前年度1883.3万円）

（3）大規模修繕

- ・ 本体工事費 地方厚生（支）局長が認めた金額とする。
- ・ 特殊付帯工事費 1883.3万円（前年度1748.7万円）
- ・ 仮設施設整備工事費 地方厚生（支）局長が認めた金額とする。

補助率

【公立の場合】国3分の1、都道府県3分の1、市区町村3分の1

【民立の場合】国9分の2、都道府県9分の2、市区町村9分の2、社会福祉法人等3分の1
注：放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している、又は待機児童解消加速化プランに参加している場合は、補助率のかさ上げを実施（平成28年度～）

【公立の場合】国3分の2、都道府県6分の1、市区町村6分の1

【民立の場合】国2分の1、都道府県8分の1、市区町村8分の1、社会福祉法人等4分の1

2023年度補正予算に「放課後児童クラブ整備促進事業」を計上。現行の施設整備費の国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部に対する補助。自治体のさらなる負担軽減を図ります。補助率10分の10。

〈放課後児童クラブ整備促進事業を活用した場合の補助割合〉

市町村による設置(公立)の場合

従来の補助率	国(拠出金), 1/3	都道府県, 1/3	市町村, 1/3
かさ上げ後	国, 2/3	都道府県, 1/6	市町村, 1/6
放課後児童クラブ整備促進事業	国, 2/3	促進事業による支援 国, 10/10 1/6相当	都道府県 1/12 市町村 1/12

社会福祉法人などによる(民立)の場合

従来の補助率	国(拠出金), 2/9	都道府県, 2/9	市町村, 2/9	設置者, 1/3
かさ上げ後	国, 1/2	都道府県, 1/8	市町村, 1/8	設置者, 4/1
放課後児童クラブ整備促進事業	国, 1/2	促進事業による支援 国, 10/10 1/8相当	都道府県 1/16 市町村 1/16	設置者, 4/1

放課後児童対策の推進 9億円の内数(前年度 9億円の内数)

3. 放課後児童対策の推進 9億円の内数(1.1億円の内数)

放課後の子どもの居場所の確保や、放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上を図るなど、放課後児童対策を推進する。

I 子どもの居場所の確保

1. 児童館、公民館等の既存の社会資源を活用した放課後の子どもの居場所の確保

- 待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない主として4年生以上の児童を対象に、児童館、公民館、塾、スポーツクラブ等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心な子どもの居場所を提供する。

※実施主体：市区町村 補助基準額(案)：1,042千円(1,021千円)【+21千円】 補助率：1/3

2. 小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保

- 地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所や一時預かり、地域子育て支援拠点などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

※実施主体：市区町村 補助基準額(案)：1,042千円(1,021千円)【+21千円】 補助率：1/3

II 育成支援の内容の質の向上

1. 放課後児童クラブの質の向上【「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中で実施】

- 利用児童の安全確保や、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する。

※実施主体：都道府県、市区町村 補助基準額(案)：4,064千円(4,064千円)【±0千円】 補助率：1/2

2. 放課後児童支援員の人材確保【「保育士・保育所支援センター設置運営事業」及び「保育人材等就職・交流支援事業」の中で実施】

- 放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センター等において、放課後児童支援員として就労を希望する者に対し、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市区町村において就職相談等の支援を行う。

※実施主体：都道府県、市区町村 補助基準加算額(案)：1,217千円(1,190千円)【+27千円】 補助率：1/2

28

(出典：2021年3月全国児童福祉主管課長会議)

国の学童保育の2025年度予算案

2024年12月27日に「令和7年（2025年）度予算案」が閣議決定され、2025年1月24日に国会に提出されました。同月31日から国会では実質的な審議が始まっています。

放課後児童対策・こども・子育て支援関連予算案の主な内容

1. 放課後児童クラブの受け皿整備の推進等
2. 妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援の着実な実施
3. 地域のこども・子育て支援の推進
4. こどもの居場所づくりの推進
5. こどもホスピスの支援
6. 児童手当

◆放課後児童クラブの受け皿整備の推進等

令和6年度当初予算額 1,398億円の内数

↓

令和7年度予算案 1,296億円の内数

【令和6年度補正予算額 22億円の内数】

- ・ 人事院勧告等を踏まえた、放課後児童支援員等の人件費単価の引き上げ
- ・ 夏季休業期間中における放課後児童クラブの開所支援の拡充
- ・ 運営費における長時間開所加算（平日分）の要件の見直し
- ・ 待機児童の解消を図るため、施設整備費に係る国庫補助率の嵩上げの継続

※内数とは、その補助金がひとつの事業に使われるものではなく、複数の事業に使われる場合に用いられる用語。

◆「令和6年度予算案1,398億円の内数」の内訳

子ども・子育て支援交付金（運営費）	1,223億円
子ども・子育て支援施設整備交付金（施設整備費）	142億円
こども政策推進事業費補助金（放課後関係）	22億円の内数（:研修についての補助金）
保育対策総合支援事業費補助金（放課後関係）	11億円の内数（:居場所の確保、質の向上）

◆「令和7年度予算案1,296億円の内数」の内訳

子ども・子育て支援交付金（運営費）	1,174億円
子ども・子育て支援施設整備交付金（施設整備費）	87億円
こども政策推進事業費補助金（放課後関係）	25億円の内数（:研修についての補助金）
保育対策総合支援事業費補助金（放課後関係）	10億円の内数（:居場所の確保、質の向上）

「全児童対策事業」とは

地方自治体が独自に実施している、余裕教室等の学校施設を活用した放課後事業です。いくつかの自治体では、学童保育を必要とする子どもの利用も念頭において（登録制をとる、帰宅しないで参加することを前提とする、夕方6時頃まで開設するなど）この事業を毎日実施しているところもあります。

また、なかには、施設・設備や職員配置、子どもへの対応など、学童保育を必要とする子どもの放課後の生活を守る内容が備えられていないにもかかわらず、この事業を開始したうえで、学童保育をやめてしまった自治体もあります。さらに近年では、17時まではすべての子どもを対象とした無料の遊び場提供事業を行い、17時以降は有料の留守家庭児童対策事業を行うことで、学童保育の代替にしようとしている自治体もあります。

児童館のようにだれでもが自由に利用できるような利用規定ではなく、現状のままでは、本来の意味での「すべての児童の遊びや異年齢の交流を通じた健全育成事業」とはなり得ないものです（その意味を込めて、全国連協ではカッコ付きで「全児童対策事業」と呼んでいます）。

「放課後子供教室」とは

2007年から小学生が放課後を過ごす場所として、「放課後子供教室」が行われています。これは文部科学省が所管する事業で、「全国の小学校区において、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する」（放課後子供教室推進事業実施要綱より）ものです。2022年度時点で、全国で1万7,129教室が実施されています。

学童保育と「放課後子供教室」の一体化の懸念…就労等により保護者が昼間家庭にいない子どもには、学童保育が必要です

学童保育関係者の間では、「学童保育と『放課後子供教室』が一緒に実施される『一体化』が進められてしまうのではないかと」の心配があります。全国連協は、学童保育と「放課後子供教室」との場所や事業、職員の「一体化」には強く反対してきました。伝承遊びや実験、異世代交流などを体験させるプログラムをもって、子どもたちの「生活の場」に置き換えられるものではありません。

学童保育と、「すべての児童を対象にした遊び場・居場所づくり事業」という、役割の異なる二つの事業はそれぞれに実施される必要があります。学童保育に通う子どもたちにとって、学童保育を「生活の場」としながら、「今日の実験教室はおもしろそうだから行ってみよう」「今日の工作教室には行かないで、学童保育で自由にあそぼう」など、参加するかどうかの自由や選択肢が必要です。

厚生労働省は一貫して、「『一体型』として実施する場合でも、両事業の機能を維持しながら取り組んでいただく必要があり、特に放課後児童クラブについては、児童が安心して生活できる場としての機能を十分担保することが重要である」と説明しています。

また、文部科学省も、「一体型」を「放課後児童クラブと放課後子供教室が同じプログラムを行うということではなくて、同一の小学校等において両事業が実施されており、放課後児童クラブの児童も放課後子供教室のプログラムに参加可能とされているもの」と説明しています。その後、文部科学省はさらに踏み込んで、「社会教育の一環」「地域の大人たちの日々の学びの成果を活かす」「地域住民ボランティアは、無償あるいは謝金（賃金ではない）」「週1～2回が標準」「地域の人々の参画により実施される教育プログラムである」とも説明しました。文部科学省は以前から、「できれば『一体型』という文言を変えたい」と表明しており、2023年末には、学童保育と放課後子供教室が連携して、学童保育に通う子どもを含めたすべての子どもが放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できるものを「連携型」、また「連携型」のうち、同じ小学校内等で両事業を実施しているものを「校内交流型」と呼ぶようになりました。

学童保育と「放課後子供教室」は、役割が異なるものですが、「財政効率優先で、類似事業を統合」しようとする動きが、国、自治体の双方から生じています。

○ 参考：「校内交流型」の放課後児童クラブ・放課後子供教室

[2024年4月23日 令和6年度CS関係課協議会／CSマイスター合宿行政説明資料・文部科学省]

「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の『校内交流型』のイメージ

放課後児童クラブ

- ▶ 原則、年間250日以上開設（要件）
- ▶ 遊びや生活の場の提供（保護者の預かりニーズに対応）
- ▶ 支援の単位ごとに放課後児童支援員、補助員を配置
- ▶ 共働き家庭など、保護者が日中家庭にいない児童が対象

放課後子供教室（地域学校協働活動）

- ▶ 地域の実情に応じた実施（週1～2日が多い）
- ▶ 学習や体験などのプログラムを実施（多様な学びの機会の提供）
- ▶ 地域住民ボランティア等、多様な参画により実施
- ▶ すべての子供が参加可能（内容等により制限される場合あり）

隣接施設等も活用した校内交流型のイメージ

▶ 同一の小学校内等で両事業を実施し、児童クラブの子供を含むすべての児童が放課後子供教室の活動（プログラム）に参加、交流できる

〇〇小学校 放課後児童クラブ (毎週月曜日～土曜日開所)	
月	
火	
水	15:30～18:30
木	
金	
土	08:30～18:30
日	実施なし

〇〇小学校 放課後子供教室 (毎週水曜日、毎月第2、4土曜日開所)	
月	実施なし
火	
水	15:30～17:30 グラウンド 余裕教室
木	(毎週水曜日) グラウンドでサッカー教室 余裕教室で学習支援
金	実施なし
土	10:00～12:00 公民館 (隣接)
日	実施なし (毎月第2・4土曜日) 公民館で工作教室

【児童クラブ】
(専用施設)

学習支援
(放課後子供教室)

工作教室
(放課後子供教室)

サッカー教室
(放課後子供教室)
【校庭・グラウンド】

児童クラブの子供も、希望する放課後子供教室に参加が可能
活動終了後は、児童クラブに戻る

●●●●● 放課後子供教室の活動場所

連携型：放課後子供教室及び放課後児童クラブが連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できるもの

校内交流型：連携型のうち、同一小学校内等で放課後子供教室及び放課後児童クラブを実施しているもの

学童保育(放課後児童健全育成事業)実施状況 調査票 (2024年5月1日現在)

都道府県名 [] 市区町村名 [] 全国地方公共団体コード []
 担当部署 [いずれかに○を 首長部局・教育委員会] 担当部署名 []
 記入者名 () 連絡先 TEL ()

Q1 学童保育(放課後児童健全育成事業)の数についてお聞きます

- A 公立公営^{*1}のか所数^{*2} [Ⓐ] 「支援の単位」数^{*3} [Ⓐ]
 B 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8の規定に基づき、貴自治体に届出された学童保育(放課後児童健全育成事業)のか所数 [Ⓑ] 「支援の単位」数 [Ⓑ]
 貴自治体内にある学童保育(放課後児童健全育成事業)のか所数 [Ⓐ+Ⓑの合計]
 「支援の単位」総数 [Ⓐ+Ⓑの合計]

*1 公立公営とは、市町村が施設を確保し、職員を雇用して(公務員)、運営にかかる費用を支出して、運営を直接行うことを言います。
 *2 厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知「雇児育発0313第13号平成27年3月13日」にあるとおり、放課後児童健全育成事業を委託するもの、指定管理者制度により代行するものについては、Bへ。
 *3 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第10条4「支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」。

Q2 2024年5月1日現在の学童保育の入所登録児童の総数と学年別数をお聞きます

学年	人数
1年生	
2年生	
3年生	
4年生	
5年生	
6年生	
その他	
入所児童総数	

*出席人数ではなく、2024年5月1日現在の年間をとおして入所登録した入所登録児童数をお聞きます。
 *幼児や中学生なども入所している場合には「その他」の欄で記入してください。
 *長期休業中のみの入所登録児童はのぞきます。

Q3 支援の単位ごとの子ども集団の規模についてお聞きます

集団の規模	「支援の単位」数
10人以下	
11人～20人	
21人～30人	
31人～40人	
41人～50人	
51人～60人	
61人～70人	
71人～100人	
101人～150人	
151人以上	

*施設の定員や交付金申請の児童の数ではなく、2024年5月1日現在の入所登録児童数をお聞きます。

Q4 学童保育の運営主体についてお聞きます

A Q1の「支援の単位」総数の運営主体別の内訳数をお聞きます

運営主体/運営形態	公営	a 委託	b 補助	c 補助無	c 代行
① 公立公営					
② 公社・社会福祉協議会					
③ 運営委員会					
④ 保護者会・父母会					
⑤ NPO法人					
⑥ 民間企業					
⑦ その他法人等					

*「代行」とは指定管理者制度を導入して運営している場合
 *②「公社」とは地方公社をさします(地方自治体が出資してつくられた団体を含む)。

B ⑦ その他法人等が運営している場合、具体的にどこですか(記号を○で囲み、数を記入ください)。

- a 私立保育所 () b その他の社会福祉法人 () c 学校法人 ()
 d 協同組合 () e 個人事業主 () f その他 ()

学童保育(放課後児童健全育成事業)実施状況 調査要領

全国学童保育連絡協議会調査

Q1 学童保育(放課後児童健全育成事業)の数について

貴自治体内にある学童保育(放課後児童健全育成事業)のか所数と「支援の単位」総数をお聞きします。

公立公営※₁のか所数※₂④と「支援の単位※₃」数⑤、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8の規定に基づき、貴自治体に届出された学童保育(放課後児童健全育成事業)のか所数⑥と、「支援の単位」数⑦、のそれぞれを合計したものです。

- * 1 公立公営とは、市町村が施設を確保し、職員を雇用して(公務員)、運営にかかる費用を支出して、運営を直接行うことを言います。
- * 2 厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知「雇児育発0313第13号平成27年3月13日」にあるとおり、放課後児童健全育成事業を委託するもの、指定管理者制度により代行するものについては、Bへ。
- * 3 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第10条4「支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」。

参考 全国学童保育連絡協議会は、学童保育の新設や、大規模化した学童保育の分割を進めて複数の「支援の単位」をおく場合には、次の要件を満たすことが必要と提言しています。

- ア、継続的に基礎的な生活単位(生活集団)が分かれていること
 - イ、継続的で基礎的な生活を送る空間、場所、施設・設備が分かれていること
 - ウ、子どもに責任を持つ指導員がそれぞれ独立して複数配置されること
- また、子どもの集団の規模の上限は「30人まで」と提言しています。

Q2 学童保育の入所登録児童の総数と学年別数について

2024年5月1日現在の学年別の入所登録児童数と入所登録児童総数とをお聞きします。学年別の入所登録児童数を合計したものが、入所登録児童総数になります。

- * 出席人数ではなく、2024年5月1日現在の年間をとおして入所登録した入所登録児童数をお聞きします。
- * 幼児や中学生なども入所している場合には「その他」の欄に記入してください。
- * 長期休暇期間中のみの入所登録児童はのぞきます。
- * 「児童の数」の算定について、厚生労働省は、「毎日利用する児童(継続して利用することを前提に申込みをした児童)」は「1人」と数え、「一時的に利用する児童(週のうち数日を利用することを前提に申込みをした児童)」については、登録時の利用希望日数に応じて算出した数を加えて「一の支援の単位を構成する『児童の数』」を算出するとしていますが(2016年1月19日付「放課後児童健全育成事業に係るQ&A(更新版)」)、ここでは、「一時的に利用する児童」についても、「毎日利用する児童」と同じように「一人」と数えて、記入してください。

Q3 支援の単位ごとの子ども集団の規模について

- * 施設の定員や交付金申請の児童の数ではなく、2024年5月1日現在の入所登録児童数をお聞きします。
- * 前項と同様、「一時的に利用する児童」についても、「毎日利用する児童」と同じように「一人」と数えて、記入してください。

Q4 学童保育の運営主体について

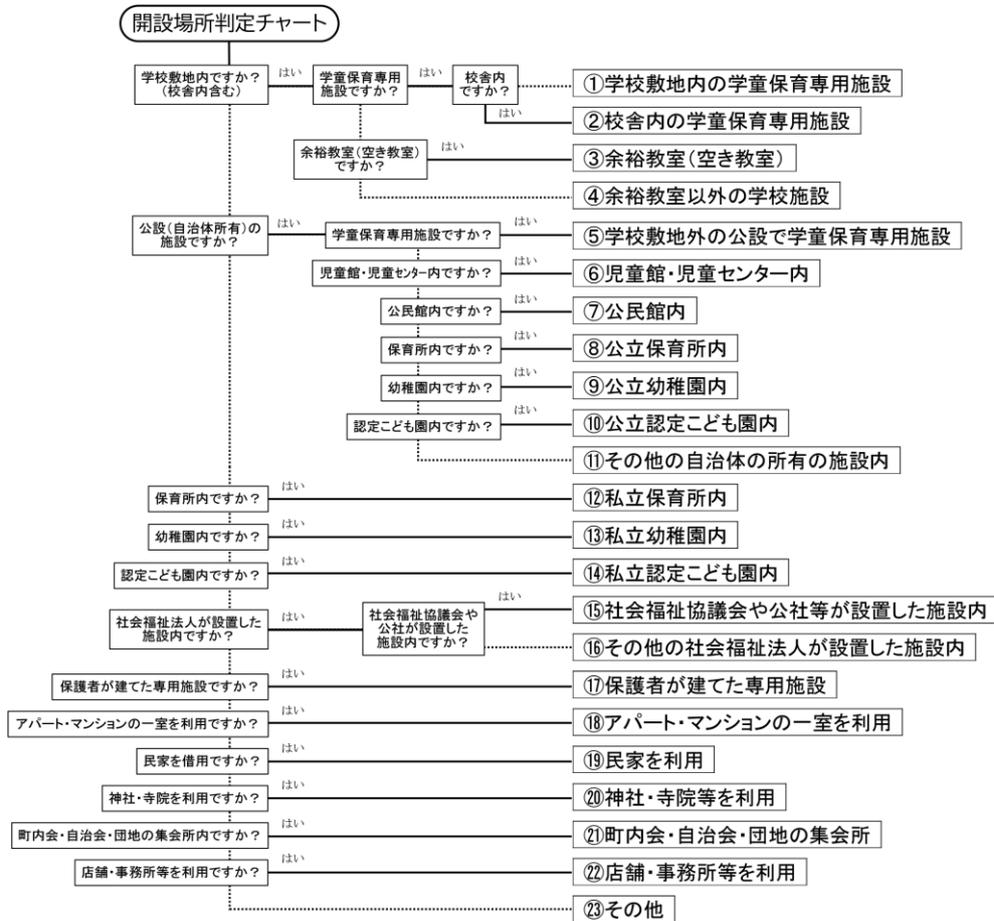
「支援の単位」総数の運営主体別の内訳数をお聞きします。

- * 「公社」とは地方公社をさします(地方自治体が出資してつくられた団体を含む) / 「運営委員会」とは…地域の役職者の方々と、学童保育の父母会・保護者会の代表などで構成されている、学童保育を運営するための組織
- * 「委託」とは…市町村が実施する責任をもつ事業を、契約にもとづいてほかの事業者に依頼して運営する形態 / 「補助」とは…市町村以外のところが行っている事業に対して、市町村が資金の一部を出して、(助成金・補助金など)運営する形態 / 「代行」とは…市町村が運営している「公の施設」の管理運営の仕事を、条例にもとづいて、ほかの団体(民間企業も含む)に行わせる形態(代行させる団体を、「指定管理者」という)

Q5 開設場所について

「支援の単位」総数の開設場所の内訳数をお聞きします。

* 考え方：下記の判定チャートに従って開設場所を選んでください。



* 「②校舎内の学童保育専用施設」とはもともと学童保育専用につくられたもの。

Q6 公立小学校・義務教育学校数と、学童保育の未設置校区数について

貴自治体内にある公立小学校（分校・義務教育学校の前期課程含む）数をお聞きします。学童保育がない小学校校区数（未設置校区数）をお聞きします。

* 義務教育学校とは、前期課程（小学校に相当）と後期課程（中学校に相当）からなる小中一貫校で、学校教育制度（第5章の2）です

* 複数校区から児童の受け入れ委をしている場合には、学童保育がある当該校区以外は「未設置校区」とします。

Q7 学童保育の待機児童数について

待機児童の有無を把握している場合は「a 把握している」の記号を○で囲み、か所数と人数を記入してください（待機児童がいない場合は0人と記入）。

把握していない場合は、「b 把握していない」の記号を○で囲んでください。

* 待機児童とは…厚生労働省の調査では、「利用（登録）できなかった児童数」として、つぎのように定義されています。「調査日時点において、放課後児童クラブの対象児童で、利用申し込みをしたが何らかの理由で利用（登録）できなかった児童」。

参考 全国学童保育連絡協議会は、つぎのような場合なども、「待機児童」と考えています。

- ・「全児童対策事業」や「放課後子供教室」、児童館利用など、ほかの事業を学童保育の受け皿として活用している場合／市町村の条例において、利用対象を小学校3年生にまでに制限していて、高学年が継続して通えない場合／新年度の入所申し込みが、定員を大幅に超えるため、入所申し込みを断念している場合／保護者が育児休業中のため、学童保育の継続ができない場合

全国学童保育連絡協議会の紹介

全国学童保育連絡協議会は、学童保育の普及・発展を積極的にはかり、学童保育の内容充実のための研究、国や自治体の施策の充実、制度化の運動を推進することを目的として、保護者と指導員が1967年に結成した民間の学童保育専門団体です。

月刊『日本の学童ほいく』の発行、全国学童保育研究集会や全国学童保育指導員学校の開催、学童保育に関する調査研究、『学童保育ハンドブック』などの刊行物の発行、『テキスト 学童保育指導員の仕事』の発行などを通じて指導員の研修活動にも積極的に取り組んでいます。

基本的な会員は都道府県の学童保育連絡協議会です。現在、42都道府県にあります。都道府県の連絡協議会は、市区町村の連絡協議会を会員とし、また、市区町村の連絡協議会は、公営や民営を問わず各学童保育や保護者会・父母会、指導員などから構成されています。各県単位でも研究集会や指導員研修会などに取り組んでいます。

【連絡先】 〒113-0033 東京都文京区本郷3-26-1 本郷宮田ビル4階

TEL 03(3813)0477 FAX 03(3813)0765

Eメール zghrk@xui.biglobe.ne.jp HP <http://www2s.biglobe.ne.jp/~Gakudou>

<主な活動>

◆全国学童保育指導員学校の開催（2024年）

	日程	会場・開催方法	受講者数
北海道会場	6月23日(日)	北海道札幌市・北海道大学 (オンライン配信あり)	345名
東北会場	7月14日(日)	宮城県仙台市・東北大学川内萩ホール、 川内キャンパス 13日(土) 公開講座あり	570名
北関東会場	6月23日(日)	オンライン開催	795名
南関東会場	6月23日(日)	東京都八王子市・東京都立大学南大沢キ ャンパス (オンライン配信あり)	450名
西日本(三重)会場	6月9日(日)	三重県津市・アストプラザ (オンライン配信あり)	539名
西日本(京都)会場	6月2日(日)	京都府京都市・京都テルサ (オンライン配信あり)	659名
西日本(広島)会場	6月9日(日)	オンライン開催	576名
四国会場	6月16日(日)	香川県高松市・香川県社会福祉総合セン ター	217名
九州会場(福岡)	6月9日(日)	福岡県春日市・春日クローバープラザ	535名
九州会場(熊本)	9月15日(日)	熊本県熊本市・熊本学園大学	245名

◆第59回全国学童保育研究集会の開催 2024年11月16日(土)、17日(日) 倉敷市民会館(岡山県倉敷市)、川崎医療福祉大学(岡山県倉敷市)、Zoomによるオンライン併用 4,829名参加

◆月刊『日本の学童ほいく』の編集・発行(1974年創刊、年間定期購読者約3万3000人)

◆実態調査活動 ①学童保育数調査(毎年実施) ②学童保育の詳細な実態調査(最新調査は2018年) ③指導員の実態調査(最新調査は2014年実施、2015年報告) ④都道府県の単独事業の実施状況調査ほか

◆単行本・資料の発行 <最近の刊行物>

2020年 『学童保育情報2020-2021』

2021年 『学童保育の保護者会ハンドブック』 『学童保育情報2021-2022』

2022年 『学童保育情報2022-2023』

2024年 『学童保育情報2023-2024』 『新版 学童保育ハンドブック』(株)ぎょうせい

◆政府や国会、関係団体への陳情など

◆その他 学童保育の情報の収集・発信、相談活動、各種研修会の開催、研究活動

提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」「学童保育の保育指針(案)」「指導員の研修課目(試案)」などをまとめ、発表しています。